

## 調査報告

# 第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要

—記述統計の提示—

藤 本 亮  
石 田 京 子  
武士俣 敦  
上 石 圭 一

### はじめに～調査の概要と経過

本稿では、弁護士キャリアパス研究会が 2016 年 2 月に実施した「67 期弁護士第 1 回郵送調査」(以下「67 期第 1 回調査」)の調査結果概要を報告する。これに先立ち本研究会は第 62 期弁護士のキャリア調査を 2011 年(以下「62 期第 1 回調査」と 2014 年(以下「62 期第 2 回調査」)に実施している。司法制度改革の成果として弁護士が急増している中で、若手弁護士のキャリア展開を実証的に明らかにしようとする問題意識は、この 62 期弁護士調査から一貫している。2009 年に新規登録した第 62 期弁護士には旧司法試験出身と新司法試験出身の両者がおり、新旧両試験出身者間でキャリア展開の比較も課題のひとつであった。また、新 62 期弁護士のほとんどは法科大学院の第 1 期生(2005 年度修了)から第 3 期生(2007 年度修了)であり法科大学院制度の初期の修了生が中心となっている。今回調査を実施した 67 期弁護士には、司法試験予備試験ルートで司法試験を受験している者が含まれている。法科大学院の 2012 年度修了生、すなわち第 8 期まで含まれている。

この 5 年間の差が、若手弁護士のキャリアにどの程度影響があるのかを記述統計を提示しながら探るのが本稿の課題である。本稿は調査結果報告の第 1 報ということもあり、分析は記述統計にとどまるものである。多変量解析などさらに深い分析は、第 2 報以降で改めて行う予定にしている。

今回の 67 期調査は、62 期調査と同様、日本弁護士会連合会の多大なるご協力なしには実施することは不可能であった。62 期調査と同様 67 期登

## 調査報告

録名簿の提供に加え、事務総長名での調査協力依頼文を寄せていただいた。また、日弁連法科大学院センターからも本調査の質問紙作成にあたって、予備調査にご協力いただくなどの多大なるサポートを頂戴した。

全国の法科大学院関係の教員の方々にも「調査協力者」として質問紙表紙にお名前を記載し、また可能な範囲で周囲の67期弁護士に質問紙回答を促す声がけをしていただいた。心より感謝申し上げる。

そして、なにより、業務で忙しい中、この大部の調査に時間をとって回答してくださった67期弁護士のみなさまにはどんなにお礼してもしつくせない。質問紙調査に加えて、インタビュー調査も今後計画をしているところであり、弁護士キャリアを継続的に調査し、弁護士の在り方を明らかにするために引き続きのご協力をお願いする次第である。なお、これまでに弁護士キャリアパス研究会が公表してきた研究成果については本稿末尾にまとめたので参照されたい。

## 第1章 調査の概要

62期第1回・第2回、67期第1回調査の概要については〔表1-1〕を参照されたい。質問紙と記述統計は資料として末尾に付録として示した。

〔表1-1〕 62期・67期弁護士調査の概要

67期弁護士第1回郵送調査	対象 2016年1月1日現在 日弁連名簿に67期として登録されている弁護士1737人 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・藤本亮）※科学研究費補助金15H03303 調査時期 2016年2～4月（一斉登録日から約14ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付3週間後に葉書送付） 回収数・回収率 427ケース・24.6% 調査協力・日本弁護士連合会
62期弁護士第1回郵送調査	対象 2010年10月1日現在 日弁連名簿に62期として登録されている弁護士2121人（現62期323人、新62期1798人） 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・宮澤節生）※科学研究費補助金22330038 調査時期 2011年1～2月（現62期一斉登録日から約17ヶ月後、約新62期一斉登録日から約14ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付2週間後と4週間後に葉書送付、3週間後にFAX送付） 回収数・回収率 621ケース・29.3%（現62期85ケース・26.3%、新62期536ケース・29.8%） 調査協力・日本弁護士連合会
62期弁護士第2回郵送調査	対象 2013年12月1日現在 日弁連名簿に62期として登録されている弁護士2087人 調査主体 弁護士キャリアパス研究会（代表・宮澤節生）※科学研究費補助金22330038 調査時期 2014年1～3月（現62期一斉登録日から約53ヶ月後、約新62期一斉登録日から約50ヶ月後） 方法 郵送調査法（督促状送付は質問紙送付3週間後と4週間後に葉書送付） 回収数・回収率 406ケース・19.5%（現62期51ケース、新62期354ケース） 調査協力・日本弁護士連合会

67期第1回調査は24.6%で、司法修習終了後の同じ時期に実施した62期第1回調査の29.6%と比べ、5ポイント低くなった。多忙な弁護士に対

しては、本調査にかぎらず数多くの調査が郵送や FAX で送付されていることを念頭におき、質問紙に含まれる質問項目の最小化をはかった。しかし、62 期調査との比較を念頭に置いたため、それでも質問紙が 18 頁に及んだことは回収率低下の一因と考えられる。また、調査費用の制約により、葉書による督促は 1 回とし、また FAX による督促も今回は実施しなかった。これらも回収率が低下した要因のひとつと考えられる。近時行われるさまざまな弁護士対象の調査の回収率が低いことは看過できない問題である。調査自体の質を確保するという点で今後も継続して改善をはかりたい。

[表 1-2] 67 期第 1 回郵送調査データと母集団の比較

最初の登録弁護士会	新62期第1回調査		67期第1回調査		67期全体(2015/01)	
	度数	%	度数	%	度数	%
1東京三会	223	42.1	163	38.8	725	47.3
2大阪弁護士会	48	9.1	47	11.2	169	11.0
3他の高裁本庁弁護士会	85	16.0	74	17.6	244	15.9
4上記以外の弁護士会	174	32.8	136	32.4	394	25.7
Total	530	100.0	420	100.0	1532	100.0
F1性別	新62期第1回調査		67期第1回調査		67期全体(2015/3)	
	度数	%	度数	%	度数	%
1男性	368	68.9	315	74.1	1312	78.8%
2女性	166	31.1	110	25.9	353	21.2%
Subtotal	534	100.0	425	100.0	1665	100.0%
次測値	2		2			
Total	536		427			

本調査のケースの代表性について、登録弁護士会カテゴリーごとの度数と性別度数とを比較したものが [表 1-2] である<sup>1)</sup>。参考のために新 62 期第 1 回調査の分布も示した。67 期第 1 回調査の回収ケースは 67 期全体のデータと比較して、登録弁護士会については、「1 東京三会」が少なめ、「4 上記以外の弁護士会」が多めに回収されている。また、性別については、回収ケースでは男性が、全体データよりやや多めに回収されている。なお、67 期第 1 回調査の対象者は 2016 年 1 月現在の登録者であり、2015 年 1 月

1) 67 期名簿については、あくまで調査実施のために提供を受けており、本研究会より調査委託した（一社）中央調査社に対して、日弁連から直接提供された。本研究会メンバーは名簿自体を閲覧していない。さらに、質問紙を送付するための名簿情報には属性情報は含まれておらず、調査対象全体と回収データの属性比較はできないため、時期がずれてはいるが代替的な統計データによって比較している。「最初の登録弁護士会」についてはジュリナビ司法修習生進路調査の「67 期司法修習終了者の就職状況調査」（<https://www.jurinavi.com/market/shuushusei/shinro/?id=56> から、男女別構成比については『弁護士白書 2015 年版』による。

現在の 67 期全体のデータとは 1 年ほど時期がずれている。その後の新規登録や登録変更による影響も考えられる。

なお、本稿においては 62 期と 67 期の比較を中心に記述統計をみているが、67 期データが新司法試験出身者だけであることを考慮し、62 期データについては「新 62 期」に限定して分析している点に留意されたい。

## 第 2 章 法科大学院と司法修習についての評価

以下では、法科大学院と司法修習について尋ねた問いの結果について、62 期調査との比較も含めて検討する。

### 1. 法科大学院についての評価

まず、サンプル全体における法科大学院在学経験者数を確認しておく。[表 2-1] に示すように、サンプル全体のうち 97.6% が法科大学院在籍経験がある。サンプルには、予備試験合格によって司法試験を受験したと答えた者が 21 名いたが、このうち 11 名が法科大学院在籍経験があると答えている。すなわち、予備試験が導入された今日においても、法科大学院は弁護士になる過程においてそのほとんどが通る道であることがうかがわれる。なお、62 期調査では、旧司法試験合格者が 85 名（13.7%）いたが、このうち何名が法科大学院にも通っていたかはデータ上明らかではなく、当時まだ予備試験は導入されていなかったため、新司法試験合格者は全員法科大学院修了者であった。

[表 2-1] サンプルにおける法科大学院在学経験者数

			問2-1 法科大学院の在籍		合計
			1法科大学院在学あり	2法科大学院在学なし	
問1-1-2新司法試験受験資格	1法科大学院修了	度数	393	0	393
		%	100.0%	0.0%	100.0%
	2予備試験合格	度数	11	10	21
		%	52.4%	47.6%	100.0%
合計		度数	404	10	414
		%	97.6%	2.4%	100.0%

67 期調査サンプルのうち、91.3% (N=316) は 2013 年に司法試験を合格している。この年の司法試験に関する法務省の発表によれば、司法試験

合格者のうち、予備試験合格による合格者は 120 名（5.9%）、このうち、46 名（38.3%）が法科大学院を修了、または在学中もしくは中退していた。すなわち、平成 25 年司法試験合格者 2049 名のうち、1975 名（96.4%）が法科大学院在籍経験者であったことになる<sup>2)</sup>。したがって、今回の調査で認められた傾向—予備試験導入後も、法科大学院は弁護士になる者のほとんどが通る道であること—は、67 期弁護士全体についても当てはまる特徴である。

また、出身法科大学院の上位 4 校（早稲田大学、中央大学、慶應義塾大学、東京大学）は変わらないが、全体に占める割合が増している<sup>3)</sup>。出身法科大学院として回答された大学院の総数も 8 校減少している。大手大学の占める割合も増加している。2013 年の司法試験合格者全体で見ても、慶應義塾大学（201 名）、東京大学（197 名）、早稲田大学（184 名）、中央大学（177 名）が上位 4 校であり、全体の 37% を占めている。また、この年の司法試験合格者数トップ 10 大学は、上記の 4 大学に加えて、京都大学（129 名）、一橋大学（67 名）、明治大学（65 名）、大阪大学（51 名）、北海道大学（50 名）、神戸大学（46 名）、上智大学（46 名）であった<sup>4)</sup>。司法試験合格者総数に対し、これらの上位 10 大学の合格者が占める割合は、65% であった。

[表 2-2] 終了したコースと法学部在籍経験

	新62期(問3-3)			67期(問2-4)		
	度数	有効%	累積%	度数	有効%	累積%
2年課程	283	53.2	53.2	231	57.5	57.5
3年課程	248	46.6	99.8	170	42.3	99.8
長期履修課程	1	.2	100.0	1	.2	100.0
合計	532	100.0		402	100.0	
法学部系学部・学科（大学院）在籍経験						
	新62期(F5)			67期(F5)		
	度数	有効%	累積%	度数	有効%	累積%
在籍経験あり	404	75.5	75.5	344	81.5	81.5
在籍経験なし	131	24.5	100	78	18.5	100
合計	535	100		422	100	

- 2) 法務省「平成 25 年司法試験の結果について：法科大学院等別資料」[http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08\\_00089.html](http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00089.html)（2016 年 8 月 10 日アクセス）
- 3) 62 期調査回答者の出身法科大学院については、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要－記述統計の提示－」青山法務研究論集第 4 号（2011 年）参照。
- 4) 法務省・前掲注 2 参照。

[表 2-2] は、修了もしくは中退したコースと、回答者の法学部在籍経験の有無について 62 期調査と比較したものである<sup>5)</sup>。2 年課程（いわゆる既修コース）修了者が増加し、3 年課程（いわゆる未修コース）修了者が減少している。ただし、それでもなお、40% を超える回答者は 3 年かけて法科大学院を修了している。法学系学部・学科（62 期調査のみ「大学院」含む）在籍経験のない回答者は減少している。昨今の法科大学院入学者について指摘される、法学部を卒業して 2 年間の既修コースに入学する者が増加している傾向が今回の調査からも確認された。法科大学院設立の目的であった、人材の多様性は減退傾向にあることがうかがわれる。

[表 2-3] 臨床系科目の履修状況

		新62期(問3-7)		67期(問2-5)	
		度数	有効 %	度数	有効 %
エクスターンシップ	履修した	266	52.0%	228	56.0%
	履修しなかった	246	48.0%	179	44.0%
	合計	512	100.0%	407	100.0%
模擬裁判	履修した	360	70.3%	274	67.0%
	履修しなかった	152	29.7%	135	33.0%
	合計	512	100.0%	409	100.0%
シミュレーション科目	履修した	241	55.5%	152	37.3%
	履修しなかった	193	44.5%	256	62.7%
	合計	434	100.0%	408	100.0%
クリニック科目（現実の相談者・依頼者の事案を扱う科目）	履修した	318	59.30%	130	31.8%
	履修しなかった	218	40.70%	279	68.2%
	合計	536	100.00%	409	100.0%
上記いずれかの臨床系科目	履修した	308	90.60%	370	91.40%
	履修しなかった	32	9.40%	35	8.60%
	合計	340	100.00%	405	100.00%

[表 2-3] は、臨床系科目の履修状況を尋ねた問いへの回答を 62 期調査と比較している。何らかの臨床系科目を履修した経験のある者は 90% を超える。しかし、62 期との比較では、エクスターンシップ以外は履修者の割合は減少している。特に、シミュレーションおよびクリニックは大幅な減少である<sup>6)</sup>。司法試験合格者数や合格率の当初目標からの大幅な減退による、法科大学院および法科大学院生が置かれている厳しい状況が影響しているのであろうか。もっとも、67 期調査においても、「いずれかの臨

- 5) ただし、62 期調査では、法学部系学部と大学院への在籍を合わせて尋ねている。  
 6) 62 期調査では、法律相談クリニック、民事事件クリニック、刑事事件クリニックについて、個別に訊ねていた。上記の 62 期調査の数値は、いずれかのクリニック一科目でも履修をしていた者を「履修した」として計算した。

床科目の履修者」は 90%を超えている。このうち、1 科目のみの履修者は 107 名（26.4%）、2 科目履修者は 150 名（37.0%）、3 科目履修者が 88 名（21.7%）、4 科目すべて履修した者が 25 名（6.2%）であった。

[表 2-4] 法科大学院での経験が有益であったこと

		新62期(問3-9)			67期(問2-6)		
		有益だった	有益でなかった	合計	有益だった	有益でなかった	合計
(1)法知識の習得	度数	454	79	533	373	38	411
	%	85.2%	14.8%	100.0%	90.8%	9.2%	100.0%
(2)法情報調査能力	度数	NA	NA	NA	313	98	411
	%	NA	NA	NA	76.2%	23.8%	100.0%
(3)弁護士を選択する上での動機づけ	度数	307	191	498	247	164	411
	%	61.6%	38.4%	100.0%	60.1%	39.9%	100.0%
(4)弁護士倫理の習得	度数	356	178	534	278	131	409
	%	66.7%	33.3%	100.0%	68.0%	32.0%	100.0%
(5)実務技能の習得	度数	251	258	509	157	254	411
	%	49.3%	50.7%	100.0%	38.2%	61.8%	100.0%
(6)特定分野への関心の獲得	度数	338	154	492	224	186	410
	%	68.7%	31.3%	100.0%	54.6%	45.4%	100.0%
(7)人的ネットワークの構築	度数	NA	NA	NA	310	100	410
	%	NA	NA	NA	75.6%	24.4%	100.0%
(8)登録地に関する情報	度数	92	219	311	141	270	411
	%	29.6%	70.4%	100.0%	34.3%	65.7%	100.0%
(9)就職先に関する情報	度数	114	225	339	156	255	411
	%	33.8%	66.4%	100.0%	38.0%	62.0%	100.0%

[表 2-4] は、法科大学院での経験の有益性について、9つの側面から尋ねた質問に対する回答を 62 期調査と比較したものである<sup>7)</sup>。この結果は、昨今の法科大学院教育の傾向を明確に示している。評価が上がったのは、「法知識の習得」、「登録地情報」、「就職先情報」、そして微増だが「法曹倫理の習得」であった。一方、顕著に評価が下がった項目として、「特定分野への関心の獲得」および「実務技能の習得」があった。各大学の力点が司法試験に置かれていることが反映されているのではなかろうか。

[表 2-5] は、法科大学院の有益性評価と、臨床科目の履修の有無との間に相関があるか否かを検討したものである。一見して、臨床系科目を履修した回答者の方が、ほぼ全ての項目について平均値が高いことが分かる。

7) 表では、評価表では 4 段階（「有益でなかった」、「どちらかといえば有益でなかった」、「どちらかといえば有益であった」、「有益であった」）で訊ねているものを 2 値（「有益でなかった」、「有益であった」）に置き換えている。「法情報調査能力」および「人的ネットワークの構築」は、第 1 期 62 期調査では調査項目に入っていなかったが、自由回答でこれらを回答するものが多く、第 2 期調査より項目として取り入れた。一方、62 期調査では、「事務所経営」という項目を入れていたが、有益だったとの回答はわずか 9%であったため、その後の調査では質問項目から除外している。

## 調査報告

薄く色づけした部分は、統計的に有意な差が出た部分である。いずれの臨床系科目についても、実務技能の習得については履修したグループの方がそうでないグループに比べて有意に平均値が高かった。

[表 2-5] 臨床系科目の履修の有無と法科大学院の有益性評価

	回答者全体	(1) エクスターンシップ		(2) 模擬裁判		(3) シミュレーション科目		(4) クリニック科目		臨床科目履修の有無	
		1履修した	2履修しなかつた	1履修した	2履修しなかつた	1履修した	2履修しなかつた	1履修した	2履修しなかつた	履修した	履修しなかつた
		平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
(1) 法知識の習得	3.40	3.42	3.36	3.44	3.32	3.46	3.36	3.44	3.38	3.42	3.17
(2) 法情報調査能力	3.03	3.13	2.89	3.06	2.96	3.06	3.02	3.04	3.03	3.04	2.91
(3) 弁護士を選択する上での動機づけ	2.63	2.69	2.55	2.73	2.45	2.70	2.59	2.69	2.60	2.68	2.17
(4) 弁護士倫理の習得	2.74	2.79	2.67	2.86	2.51	2.89	2.66	2.78	2.72	2.78	2.29
(5) 実務技能の習得	2.18	2.26	2.07	2.31	1.93	2.50	2.01	2.39	2.09	2.24	1.57
(6) 特定分野への関心の獲得	2.55	2.62	2.45	2.62	2.41	2.64	2.51	2.48	2.59	2.59	2.23
(7) 人的ネットワークの構築	3.02	3.05	2.99	3.06	2.96	3.08	2.99	3.03	3.03	3.05	2.77
(8) 登録地に関する情報	2.06	2.08	2.02	2.15	1.87	2.15	2.00	2.05	2.06	2.09	1.74
(9) 就職先に関する情報	2.14	2.15	2.11	2.21	1.99	2.20	2.11	2.12	2.15	2.15	1.97

この結果は、法曹養成の在り方について単純ではあるが重要な示唆を示している。実際に実務の現場に出たばかりの67期の回答者について、法科大学院で臨床系科目を履修している者の方が、法科大学院で実務技能の習得ができたと感じているのである。プロセスとしての法曹養成には、実際の実務を見たり、実践したり、シミュレーションするような臨床的な教育が不可欠であることを示している。

## 2. 司法修習についての評価

[表 2-6] は、司法修習の各段階の有益性評価について62期調査と比較したものである<sup>8)</sup>。全体的に肯定的な評価が減少傾向にあることがわかる。62期調査との差の大きい順に挙げると、集合修習(-5.9pt)、刑事裁判実務修習(-4.8pt)、弁護士実務修習(-3.1pt)、民事裁判実務修習(-2.5pt)、検察実務修習(-2.3pt)となる。もっとも、評価が下がっている傾向がみられるとはいえ、全体的には有益性評価は未だ高いところに留まっている。

[表 2-7] は、司法修習の有益性について法科大学院の経験と同様の9項目で尋ねた問いに対する回答を62期調査と比較している。「特定分野への関心の獲得」を除いて、評価は下降している。有益だったとの回答者の

8) 法科大学院の有益性評価を尋ねる質問同様、上記の評価は、評価表では4段階で尋ねた回答を2値に置き換えている。



第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士俣・上石）

割合が 62 期と比べて減少した項目を減り幅順に挙げると、「法知識の習得」(-12.8pt)、「実務技能の習得」(-8.8pt)、「弁護士選択の動機づけ」(-4.0pt)、「就職先情報」(-4.0pt)、「登録地情報」(-4.0pt)であった。

[表 2-6] 司法修習の各段階の有益性

		新62期(問5-3)			67期(問4-3)		
		有益だった	有益でなかった	合計	有益だった	有益でなかった	合計
弁護実務修習	度数	493	40	533	381	46	427
	%	92.5%	7.5%	100.0%	89.2%	10.8%	100.0%
民事裁判実務修習	度数	507	27	534	394	32	426
	%	94.9%	5.1%	100.0%	92.5%	7.5%	100.0%
刑事裁判実務修習	度数	514	20	534	391	36	427
	%	96.3%	3.7%	100.0%	91.6%	8.4%	100.0%
検察実務修習	度数	467	66	533	366	61	427
	%	87.6%	12.4%	100.0%	85.7%	14.3%	100.0%
選択型実務修習	度数	NA	NA	NA	364	62	426
	%	NA	NA	NA	85.4%	14.6%	100.0%
集合修習(旧後期修習)	度数	395	57	452	347	78	425
	%	87.4%	12.6%	100.0%	81.6%	18.4%	100.0%

[表 2-7] 司法修習で有益であったこと

		有益だった	有益でなかった	合計	有益だった	有益でなかった	合計
		度数	度数	度数	度数	度数	度数
法知識の習得	度数	444	88	532	301	125	426
	%	83.5%	16.5%	100.0%	70.7%	29.3%	100.0%
法情報調査能力	度数	NA	NA	NA	308	118	426
	%	NA	NA	NA	72.3%	27.7%	100.0%
弁護士を選択する上での動機づけ	度数	423	103	526	324	100	424
	%	80.4%	19.6%	100.0%	76.4%	23.6%	100.0%
弁護士倫理の習得	度数	398	130	528	316	110	426
	%	75.4%	24.6%	100.0%	74.2%	25.8%	100.0%
実務技能の習得	度数	488	46	534	352	74	426
	%	91.4%	8.6%	100.0%	82.6%	17.4%	100.0%
特定分野への関心の獲得	度数	275	217	492	247	179	426
	%	55.9%	44.1%	100.0%	58.0%	42.0%	100.0%
人的ネットワークの構築	度数	NA	NA	NA	380	46	426
	%	NA	NA	NA	89.2%	10.8%	100.0%
登録地に関する情報	度数	305	146	451	272	154	426
	%	67.6%	32.4%	100.0%	63.8%	36.2%	100.0%
就職先に関する情報	度数	263	179	442	236	189	425
	%	59.5%	40.5%	100.0%	55.5%	44.5%	100.0%

もっとも、法科大学院での経験の有益性評価と比較すると、司法修習の方が有益性の評価は圧倒的に高い。法科大学院の方が有益性評価の高かった項目は、「法知識の習得」(20.1pt 差)、「法情報調査能力」(3.9pt 差)のみであり、残りの項目は司法修習の方が高評価であった。特に評価に差があった項目は、「実務技能の習得」(44.4pt 差)、「登録地に関する情報」(29.5pt

## 調査報告

差)、「就職先に関する情報」(17.6pt 差)、「弁護士を選択する上での動機付け」(16.3pt 差)であった。

それでは、司法修習の有益性評価と、法科大学院での履修経験との間に関連性は見られるであろうか。[表 2-8] は、司法修習の有益性評価 4 値の平均値を、各臨床系科目の履修の有無別に比較したものである。統計的に有意なものはシミュレーション科目における 1 項目「登録地に関する情報」に過ぎなかったが、模擬裁判・シミュレーションについては、履修者の方がほぼ全て全ての項目について平均値が高かった。

[表 2-8] 司法修習の有益性評価と法科大学院での臨床科目履修状況

	Q2(1)エクスターン シップ		Q2(2)模擬裁判		Q2(3)シミュレーショ ン科目		Q2(4)クリニック科目	
	1履修した	2履修しな かった	1履修した	2履修しな かった	1履修した	2履修しな かった	1履修した	2履修しな かった
	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
Q4(1) 法知識の習得	2.87	2.88	2.91	2.81	2.85	2.89	2.87	2.88
Q4(2) 法情報調査能力	2.98	2.93	2.99	2.90	2.99	2.94	2.92	2.97
Q4(3) 弁護士を選択する上での動機づけ	3.13	3.13	3.16	3.07	3.24	3.06	3.05	3.16
Q4(4) 弁護士倫理の習得	2.94	2.89	2.94	2.88	2.95	2.90	2.90	2.92
Q4(5) 実務技能の習得	3.19	3.20	3.23	3.13	3.21	3.18	3.16	3.21
Q4(6) 特定分野への関心の獲得	2.77	2.65	2.73	2.67	2.75	2.68	2.63	2.75
Q4(7) 人的ネットワークの構築	3.45	3.40	3.40	3.46	3.46	3.40	3.45	3.41
Q4(8) 登録地に関する情報	2.85	2.81	2.85	2.78	2.98	2.74	2.90	2.80
Q4(9) 就職先に関する情報	2.64	2.68	2.66	2.65	2.74	2.62	2.62	2.68

## 3. まとめ

予備試験が導入されてもなお、法科大学院は、予備試験によって司法試験受験資格を得た者を含めて、司法試験合格者のうち 95%を超える者が一度は在籍する大学院である。67 期調査からは、司法試験合格者全体で既に指摘されている傾向が確認された。すなわち、大規模ロースクール出身者が増加し、修了した法科大学院として回答された法科大学院の総数は減少した。また、法学部系学部・学科在籍経験のない者は、62 期調査と比べて 5 ポイント減少し 18.6%となり、人材の多様性は後退している。

それでもなお、いわゆる他学部出身者 78 名のうち、75 名(96.2%)は法科大学院に在籍経験があり、73 名が法科大学院を修了して司法試験に合格している。法科大学院設立当時と比較するならば多様性が後退したこ

とは否めないとしても、法科大学院は未だ学部で法律を全く学んだことのない学生が法曹となるための重要な教育過程である。

臨床系科目の履修状況を見ると、67 期調査の回答者の 91.3% が何らかの臨床系科目を履修していた。シミュレーション科目、クリニック科目は 62 期調査と比較すると履修者は減少傾向にあるものの、それでもなお、30% を超える回答者が履修していた。そして、臨床科目履修者の方が、弁護士となる動機付け、弁護士倫理の習得、実務技能の獲得に法科大学院が有益であったと答える傾向が確認された。現在の司法試験を重視した法科大学院教育の在り方に対する警鐘ともいえよう。

司法修習については、概ね高い評価であるものの、62 期調査よりは評価が低下している。加えて、法科大学院において臨床系科目、特に模擬裁判履修者、シミュレーションを履修した者が、司法修習の経験についても平均値では高い評価を付けていた。このことは、法曹養成課程全体における「プロセス」としての法曹養成の考え方のヒントにならないだろうか。

### 第 3 章 登録地・登録事務所・地位からみた 67 期弁護士

#### 1. 最初の登録年月

本調査の問 5 では登録地や登録事務所について尋ねている。67 期は、最短であれば 2013 年 9 月の司法試験に合格し、司法修習後の 2014 年 12 月に一斉登録を行っていった。近時、就職決定時期のみならず最初の登録日が一斉登録日から遅れている傾向にあることが指摘されている。そこで、この点を 62 期弁護士の調査データと比較して検討してみよう。

[表 3-1] は、司法試験合格年ごとに、「最初の職場の登録年月」を比較したものである。新 62 期最短コースの 2008 年 9 月に司法試験に合格した者の内一斉登録日に登録した者は 87.9% であるのに対し、67 期では 63.9% と大きくその割合が下がっている。ただし、一斉登録月から 1 ヶ月経った 2015 年 1 月には累積で 88.7% の者が登録をしている。どの段階でも新 62 期よりはやや低い数値となっているが、2015 年 2 月には 9 割を越えている。「就職」が遅くなる傾向は強まっていること自体問題であるが、9 割以上の者が修習後 3 ヶ月以内には登録を果たしている点も認識する必要がある。

[表 3-1] 司法試験合格年ごとにみた最初の登録年月

		【最初の職場】登録年月									Total	
<b>新62期</b>	2009-12	2009-09	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	試験合格年月	2007-09	7	2	0	0	0	0	1	0	0	24
		2008-09	408	40	5	3	5	1	1	1	1	464
	累積		87.9%	8.6%	1.1%	0.6%	1.1%	0.2%	0.2%	0.2%		100.0%
			87.9%	96.6%	97.6%	98.3%	99.4%	99.6%	99.8%	100.0%		
	Total		415	42	5	3	5	1	2	1		489
		【最初の職場】登録年月									Total	
<b>67期</b>	2014-12	2009-09	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	試験合格年月	2011-09	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		2012-09	6	3	2	1	0	0	1	0	0	13
	2013-09		243	94	20	4	4	3	1	10	1	380
		累積	63.9%	24.7%	5.3%	1.1%	1.1%	0.8%	0.3%	2.6%	0.3%	100.0%
	Total		253	97	22	5	4	3	2	10	1	397

[表 3-2] 法科大学院出身者と予備試験組の最初の職場の登録年月の比較

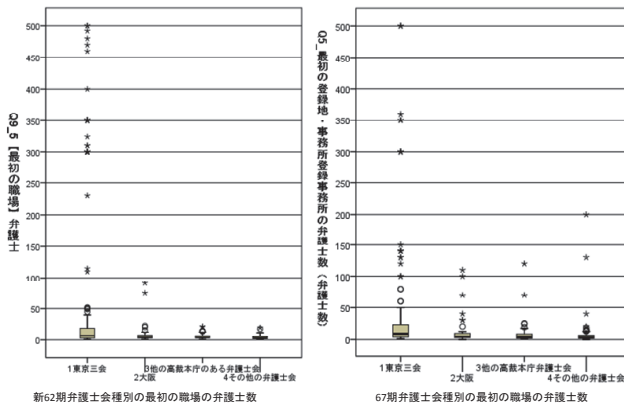
		【最初の職場】登録年月										Total	
<b>67期</b>	2014-12	2015-01	2015-02	2015-03	2015-04	2015-05	2015-06	2015-09	2015-12	2016-01			
	1.法科大 学院修了	度数	241	91	21	5	4	2	1	2	12	1	380
		%	63.4%	23.9%	5.5%	1.3%	1.1%	5.5%	.3%	.5%	3.2%	.3%	100.0%
	2.予備試 験合格	度数	14	1	2	0	0	0	0	0	2	0	19
		%	73.7%	5.3%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	100.0%
	Total	Count	255	92	23	5	4	2	1	2	14	1	399
%		63.9%	23.1%	5.8%	1.3%	1.0%	.5%	.3%	.5%	3.5%	.3%	100.0%	

この傾向を67期の予備試験組と法科大学院出身者の間で比較したのが[表 3-2]である。予備試験組のケース数が19ケース（本項目についての欠測値を含めても21ケースしかない）なのでその点に留意が必要であるが、予備試験組は、一斉登録月には73.7%が登録しているのに対し、法科大学院出身者は63.4%と10ポイント以上低くなっている。しかし、翌月になるとこの数値は逆転し、法科大学院出身者が87.4%であるのに対し、予備試験組は78.9%である。予備試験組が大手渉外事務所に就職する傾向が強いことから、大手渉外事務所の採用スケジュールとの関係でこのような登録年月のパターンとなっていることも考えられる。

## 2. 登録地・登録事務所の属性

先に [表 1-2] でみたように、最初の職場がある登録弁護士については、新 62 期と 67 期の間には大きな変化はない。東京三会と大阪を合わせてみると、新 62 期は 51.8% であり、67 期は 50.0% となる。

[図 3-1] は、最初の職場である事務所の弁護士数を、弁護士会種別にみたものである。見やすさのため 500 人以上の分布については割愛している。新 62 期第 1 回調査の 2011 年以降、弁護士事務所の規模は大きくなっており、それが反映されて、地方であってもやや大きい規模の事務所に就職する弁護士が増えていることがわかる。



[図 3-1] 最初の職場の弁護士数の比較

[表 3-3] は、弁護士事務所の属性とその弁護士事務所での地位を新 62 期と 67 期の間で比較したものである。62 期第 1 回調査では職場の種類と地位を一つの質問で尋ねておりやや複雑に過ぎたため、67 期第 1 回調査の質問項目では両者を区別した。両期を比較しやすくするため 62 期調査の項目の順序を入れ替えて示した。「勤務弁護士」の割合に大きな変動はない一方で、企業インハウスが増加している。また、即独弁護士と独立採算弁護士は微増にとどまっていることがわかる。

この職場の種類と職場での地位を、法科大学院出身者と予備試験組との間で比較したのが [表 3-4] である。有効回答ケース数が 20 前後と少ないが、一人

調査報告

を除いた残り全員が「民間法律事務所」に「勤務弁護士」として就職している。予備試験組の最初の職場の弁護士数の平均は97.1人 (S.D.=156.7) であるのに対し、法科大学院出身者の最初の職場の弁護士数平均は16.5人 (S.D.=47.1) であることから予備試験組は大規模事務所に就職する傾向があり多様な職種へは進出していないことが反映されているといえる。ただし、この予備試験組21ケースの内、過半数の11ケースについては法科大学院経験者(中退等)である。

[表 3-3] 職場の種類と地位の比較

新62期	人数	%	67期	人数	%			
Q3-4【最初の職場】職場の種類と地位	6公設事務所	6	1.5%	Q5_最初の登録地・登録事務所の種類	1公設事務所	10	2.4%	
	7法テラス法律事務所の「常勤弁護士」	10	1.9%		2法テラス法律事務所	2	0.5%	
	8法科大学院のクリニック	0	0.0%		3法科大学院連携クリニック事務所	0	0.0%	
	12官庁内	0	0.0%		4外国法事務弁護士事務所	8	1.9%	
	9企業内法務部門の「責任者」	1	0.2%		5インハウス(国)	0	0.0%	
	10企業内法務部門の「スタッフ弁護士」	19	3.6%		6インハウス(地方)	4	1.0%	
					7インハウス(企業等)	33	7.8%	
					8上記以外の民間法律事務所	362	86.0%	
					9その他	2	0.5%	
					Total	421	100.0%	
	1民間法律事務所での唯一の弁護士である「経営弁護士」	12	2.3%		Q5_最初の登録地・事務所での地位	1事務所設立者たる経営弁護士	15	3.5%
	2民間法律事務所で複数の弁護士がいる中で唯一の「経営弁護士」	3	0.6%			2(1以外の)経営弁護士	11	2.6%
	3民間法律事務所で複数の「経営弁護士」の中の「経営弁護士」のひとり	29	5.5%			3養成中の弁護士(法テラス採用)	10	2.4%
						4養成中の弁護士(養成事務所採用)	8	1.9%
4民間法律事務所の「勤務弁護士」	415	78.6%	5(4以外の)勤務弁護士(単独受任可)	232		54.8%		
			6(4以外の)勤務弁護士(単独受任不可)	83		19.6%		
5民間法律事務所の「独立採算弁護士」	26	4.9%	7独立採算弁護士(定額給与なし・経費負担あり)	16		3.8%		
			8独立採算弁護士(定額給与なし・経費負担なし)	9		2.1%		
11社内監査役	0	0.0%	9組織内弁護士	36		8.5%		
13国会議員政策秘書	0	0.0%						
14その他	5	0.9%	10その他	3		0.7%		
Total	528	100.0%	Total	423		100.0%		

[表 3-4] 職場種類と職場内地位の予備試験組と法科大学院出身者の比較

67期	Q1 新司法試験受験資格				
	1法科大学院修了		2予備試験合格		
	人数	%	人数	%	
Q5_最初の登録地・事務所の種類	1公設事務所	10	2.6%		
	2法テラス法律事務所	2	0.5%		
	3法科大学院連携クリニック事務所				
	4外国法事務弁護士事務所	8	2.1%		
	5インハウス(国)				
	6インハウス(地方)	4	1.0%		
	7インハウス(企業等)	32	8.2%		
	8上記以外の民間法律事務所	332	85.1%	19	100.0%
	9その他	2	0.5%		
	Total	390	100.0%	19	100.0%
Q5_最初の登録地・事務所での地位	1事務所設立者たる経営弁護士	14	3.6%	1	5.0%
	2(1以外の)経営弁護士	11	2.8%		
	3養成中の弁護士(法テラス採用)	10	2.6%		
	4養成中の弁護士(養成事務所採用)	8	2.0%		
	5(4以外の)勤務弁護士(単独受任可)	209	53.5%	14	70.0%
	6(4以外の)勤務弁護士(単独受任不可)	76	19.4%	5	25.0%
	7独立採算弁護士(定額給与なし・経費負担あり)	16	4.1%		
	8独立採算弁護士(定額給与なし・経費負担なし)	9	2.3%		
	9組織内弁護士	35	9.0%		
	10その他	3	0.8%		
Total	391	100.0%	20	100.0%	

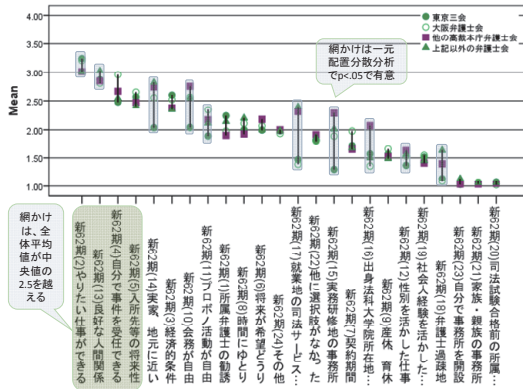
### 3. 職場移動

最初の登録後 1 年強の時点で職場移動をした者は、新 62 期では 527 ケース中 54 ケース（10.4%）であり、67 期では 422 ケース中 57 ケース（13.3%）である。地域移動という点では、新 62 期は最初に東京・大阪に登録した 26 ケース中 10 ケース（38.5%）がその他の単位会へ異動している。67 期でも東京・大阪に最初の職場があった 34 ケース中 13 ケース（38.2%）がその他の単位会へ移動しており、その割合はほぼ同じである。逆のパターン、すなわちその他の単位会に登録していた者が東京・大阪に登録換えしたのは、新 62 期では 18 ケース中 1 ケース（5.6%）、67 期では 22 ケース中 3 ケース（13.6%）であり、割合がやや増えてはいるが、事例数は 67 期でも少ない。

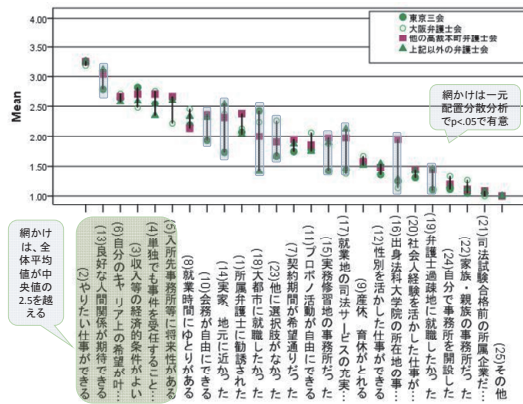
勤務弁護士や独立採算弁護士から事務所を開業したり、同一事務所内でプロモーションを受け経営弁護士になったりする例もまだ最初の登録後 1 年強では少ない。新 62 期では 440 ケース中 8 ケース（1.8%）、67 期では 340 ケース中 13 ケース（3.8%）にすぎない。

### 4. 職場の選択理由

現在の職場の選択理由について新 62 期（第 1 回調査問 10）と 67 期（問 6）を比較してみよう。これらの選択理由については、「あてはまらない」から「あてはまる」までの 4 件法で尋ねている。値のレンジは 1.0～4.0 であり、中間値は 2.5 であるので、まず全体の平均値が 2.5 を超える項目に着目する。[図 3-2] は新 62 期、[図 3-3] は 67 期について、全体の平均値の順に項目を並び替えて、弁護士会種別ごとの平均値を示したものである。



【図 3-2】 新 62 期・登録弁護士会ごとにみた現在の職場選択理由

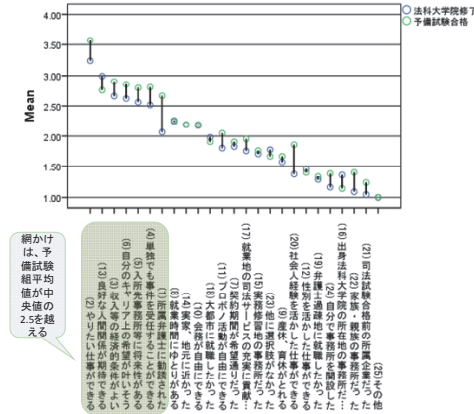


【図 3-3】 67 期・登録弁護士会ごとにみた現在の職場選択理由

新 62 期では、「やりたい仕事」「良好な人間関係」「自分で事件受任可」「入所先の将来性」が 2.5 を超えている。67 期では、これら 4 つに加えて「自分のキャリア上の希望が叶う」「収入等の経済的條件」が理由としてあがっている。なお、「自分のキャリア上の希望が叶う」については、62 期調査では「将来が希望通り」という項目で尋ねていたのであるが、項目の趣旨があまり明確で無いということから、表現を改めたものである。「経済的條件」については新 62 期でも 2.46 となっているので、職場選択の理由の全体的傾向は新 62 期と 67 期で大きく変わっているわけではないことがわかる。



弁護士会種別ごとにもみると、新 62 期では「実家・地元に近い」「会務が自由」が東京三会以外で 2.5 を超えている。これに対し、67 期では、「実家・地元に近い」が「上記以外の弁護士会」で 2.5 を超えている。



〔図 3-4〕 67 期・法科大学院出身者と予備試験組の職場選択理由比較

67 期について職場選択理由を法科大学院出身者と予備試験組の間で比較したのが、〔図 3-4〕である。全体の平均が 2.5 を超えている 6 項目の内「良好な人間関係」だけが法科大学出身者のほうが値が大きくなっている。また、「所属弁護士に勧誘された」については、予備試験組が 2.5 を超えている。これは大手渉外事務所の採用形態によるところが大きいと推測する。なお、予備試験組のケース数が少ないこともあり、独立したサンプルの T 検定で、差が有意となるのはこれら 25 項目のうち、この「所属弁護士に勧誘された」のみである。

67 期について、さきにもみた弁護士事務所の属性や事務所内の地位ごとにこの選択理由をみてみよう。弁護士事務所の属性ごとにみたものが〔表 3-5〕である。ただし、登録事務所属性ごとのケース数は一般的な「民間事務所」が 358 ケース、それに次いで企業の「インハウス」が 28 ケースであり、それ以外は一桁であることから、参考程度にみておくにとどめたい。

[表 3-5] 67 期・登録事務所の種類ごとにみた職場選択理由

05_現在の登録地・事務所 登録事務所の種類	1公設事務所	2法テラス法律事務所	4外国法事務所	6インハウス(地方)	7インハウス(企業等)	8上記以外の民間法律事務所	9その他	Total
ケース数	8	9	8	6	28	358	2	419
(1) 所属弁護士に勧誘された	1.88	1.44	2.25	1.33	1.18	2.23	1.00	2.12
(2) やりたい仕事ができる	3.75	3.67	3.75	3.00	3.14	3.23	3.50	3.25
(3) 収入等の経済的条件がよい	2.00	2.44	4.00	3.00	2.46	2.69	2.00	2.68
(4) 単独でも事件を受任することができる	2.50	2.00	1.38	1.00	1.39	2.68	3.50	2.53
(5) 入所先事務所等に将来性がある	2.00	1.78	3.25	1.50	2.04	2.66	3.00	2.58
(6) 自分のキャリア上の希望が叶いそう	3.75	2.11	3.13	2.00	2.36	2.64	3.00	2.63
(7) 契約期間が希望通りだった	2.88	2.11	1.25	2.33	2.11	1.79	1.00	1.83
(8) 就業時間にゆとりがある	2.00	2.11	1.63	3.00	3.29	2.19	2.00	2.26
(9) 産休、育休がとれる	1.63	2.33	1.25	1.83	2.36	1.49	2.50	1.57
(10) 会務が自由にできる	2.63	2.22	1.13	1.50	2.04	2.21	3.00	2.18
(11) プロボノ活動が自由にできる	2.75	1.89	1.38	1.00	1.50	1.82	3.50	1.81
(12) 性別を活かした仕事ができる	1.75	1.56	1.13	1.33	1.32	1.44	2.50	1.44
(13) 良好な人間関係が期待できる	3.25	2.00	2.75	2.00	2.50	3.04	3.50	2.97
(14) 実家、地元に近い	1.13	1.44	1.25	1.83	2.18	2.23	2.50	2.16
(15) 実務修習地の事務所だった	1.63	1.00	1.00	1.33	1.14	1.79	3.50	1.72
(16) 出身法科大学院の所在地の事務所だった	1.38	1.00	1.00	1.00	1.54	1.37	2.00	1.36
(17) 就業地の司法サービスの充実に貢献したい	2.88	2.67	1.00	1.67	1.32	1.75	2.00	1.75
(18) 大都市に就職したかった	1.88	1.56	2.88	1.00	2.21	1.99	3.00	2.00
(19) 弁護士過疎地に就職したかった	2.88	1.89	1.13	1.00	1.07	1.26	1.00	1.28
(20) 社会人経験を活かした仕事ができる	1.25	1.33	1.00	2.00	1.61	1.36	1.00	1.37
(21) 司法試験合格前の所属企業だった	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.06	1.00	1.06
(22) 家族・親族の事務所だった	1.38	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.00	1.11
(23) 他に選択肢がなかった	1.25	1.00	1.00	1.50	2.18	1.80	2.00	1.78
(24) 自分で事務所を開設した	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.18	2.50	1.16
(25) その他	1.00	1.00			1.00	1.00		1.00

司法過疎地に派遣される弁護士を養成することをそのひとつの目的としている「公設事務所」所属の者が「(18) 弁護士過疎地に就職したかった」について平均値が2.88と高くなっている。また、インハウスについては「就業時間にゆとりがある」について平均値が高い。インハウス選択にあたって、勤務時間が定まっているというのは重要な理由であろうことが示されている。

同様に、事務所内地位ごとにみたのが[表 3-6]である。法テラスあるいは養成事務所採用の養成中の弁護士(3と4)が「(11) プロボノの活動が自由にできる」「(17) 就業中の司法サービスの充実に貢献したい」「(19) 弁護士過疎地に就職したかった」について、選択理由として挙げていることはキャリア希望との関係で理解しうる。独立採算弁護士(7と8)が、「(8) 就業時間にゆとりがある」「(10) 会務が自由にできる」を選択しているのも特徴的である。

[表 3-6] 67 期・職場内の地位ごとにみた職場選択理由

05. 現在の登録地・事務所 事務所での地位（含 部局内移動）	1事務所 設立者たる 経営弁 護士	2（1以外 の）経営 弁護士	3養成中 の弁護士 （法テラ S採用）	4養成中 の弁護士 （養成事 務所採 用）	5（4以外 の）勤務 弁護士 （単独受 任可）	6（4以外 の）勤務 弁護士 （単独受 任不可）	7独立採 算弁護士 （定額給 与なし、 経費負担 あり）	8独立採 算弁護士 （定額給 与なし、 経費負担 なし）	9組織内 弁護士	10その他	Total
ケース数	20	18	4	8	228	73	20	12	33	6	422
(1) 所属弁護士に勤務された	1.15	2.11	1.50	1.50	2.34	2.18	2.20	2.25	1.21	1.83	2.12
(2) やりたい仕事ができる	3.35	3.67	3.75	3.88	3.25	3.17	3.15	3.00	3.09	3.33	3.25
(3) 収入等の経済的条件が良い	1.90	2.29	2.50	2.13	2.89	2.81	2.05	2.17	2.55	2.17	2.69
(4) 単独でも事件を受任することができる	3.05	2.76	2.75	2.50	3.00	1.11	3.50	3.00	1.33	2.17	2.54
(5) 入所先事務所等に将来性がある	1.90	2.59	2.00	2.13	2.76	2.75	2.20	2.75	1.97	1.83	2.59
(6) 自分のキャリア上の希望が叶いそう	3.00	2.71	2.50	3.75	2.71	2.51	2.35	2.50	2.24	2.00	2.64
(7) 契約期間が希望通りだった	1.30	1.88	2.75	3.13	1.86	1.65	1.85	1.75	2.12	1.17	1.84
(8) 就業時間にゆとりがある	2.45	2.76	2.75	1.63	2.13	1.89	2.85	2.50	3.24	2.33	2.26
(9) 座席、育休がとれる	1.60	1.76	2.75	1.25	1.46	1.53	1.60	1.42	2.30	1.67	1.58
(10) 業務が自由に行える	2.80	2.47	2.50	2.50	2.17	1.86	2.60	2.58	1.97	2.17	2.18
(11) プロボノ活動が自由にできる	2.35	2.06	3.00	2.75	1.78	1.57	2.15	2.08	1.42	1.83	1.81
(12) 性別を活かした仕事ができる	1.60	1.59	1.75	1.38	1.41	1.53	1.70	1.08	1.33	1.33	1.44
(13) 良好な人間関係が期待できる	2.75	3.39	2.00	3.25	3.10	2.92	2.85	3.08	2.39	2.50	2.98
(14) 実家、地元に戻った	2.70	2.59	1.25	1.50	2.13	2.21	2.25	2.00	2.15	1.83	2.17
(15) 実務修習地の事務所だった	1.85	1.47	1.00	2.00	1.79	1.61	2.25	1.92	1.18	1.17	1.71
(16) 出身法科大学院の所在地の事務所だった	1.60	1.18	1.00	1.38	1.41	1.24	1.25	1.25	1.45	1.00	1.36
(17) 就業地の司法サービスの充実が貢献したい	2.25	2.06	3.00	2.88	1.70	1.71	1.50	1.75	1.33	2.33	1.75
(18) 大都市に就職したかった	1.40	1.76	1.00	1.88	2.16	1.93	1.65	2.00	2.03	1.17	2.00
(19) 弁護士過疎地に就職したかった	1.35	1.71	3.25	3.00	1.21	1.14	1.45	1.17	1.06	2.00	1.29
(20) 社会人経験を活かした仕事ができる	2.60	2.00	2.00	1.13	1.26	1.22	1.45	1.17	1.61	1.17	1.38
(21) 司法試験合格前の所属企業だった	1.00	1.18	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.05	1.00	1.00	1.05
(22) 家族・親族の事務所だった	1.15	1.50	1.00	1.00	1.11	1.06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.11
(23) 他に選択肢がなかった	1.60	1.76	1.00	1.00	1.78	1.64	2.25	2.00	2.09	1.67	1.78
(24) 自分で事務所を開設した	3.85	1.18	1.00	1.00	1.03	1.00	1.10	1.00	1.00	1.00	1.16
(25) その他	1.00	1.00			1.00	1.00	1.00		1.00		1.00

## 5. まとめ

本章の分析で明らかとなったことを確認しておこう。司法修習修了後の最初の職場への登録時期が、62期と比較すると遅くなっていることは、これまでにも日弁連の調査等で指摘されていたことであり、本調査データでも62期との比較でそれがあきらかとなった。ただ、12月の一斉登録日に登録できていなくとも3ヶ月以内には9割以上の者が登録している。登録事務所の種別では、「勤務弁護士」が占める割合は62期と大差ない一方で、インハウスの増加が観察された。他方、予備試験組は規模の大きい事務所勤務弁護士として就職し、他の職域には進出していないことも明らかとなった。司法修習修了後1年強の時点ではまだ職場移動をしている弁護士は多くない。これは新62期でも同様であったし、今後の継続的調査でどのように動くのかに注目をしたい。職場の選択理由については、62期との間での変化はほとんど観察されなかった。また、司法過疎地での弁護士活動に志向する者が、その目標にそって、職場を選択していること、インハウスや独立採算弁護士については「時間のゆとり」が強い選択理由として上げられていたことも注目に値しよう。

## 第4章 業務内容からみた67期弁護士-62期との比較を中心に-

## 1 労働時間

業務の実態を労働時間の配分のあり方によって把握するための基礎データとして週あたりの平均総労働時間を測定した。結果は平均でほぼ60時間であり、62期弁護士とほぼ同じといってよい。ただ、[表4-1]が示すように、分布をみると、62期と比べて散らばりが大きくなっている。62期では週50時間台から60時間台の層に約6割の弁護士がいたが、67期ではそれが約5割に減っている。67期では週40時間台と70時間台がともに増えていて、長時間労働をする弁護士と比較的短時間労働をする弁護士に分化しているようにみえる。

[表4-1] 週当たり平均総労働時間

	新62期(問11-1)		67期(問7)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0時間	0	0.0	0	0.0
1-19時間	11	2.1	0	0.0
20-39時間	5	0.9	7	1.7
40-49時間	47	8.8	68	16.1
50-59時間	164	30.8	105	24.7
60-69時間	170	32.0	113	26.6
70-79時間	90	16.9	85	20.1
80-89時間	32	6.0	32	7.5
90時間以上	13	2.4	14	3.1
合計	532	100.0	424	100.0
平均(medi.)		59.2(60.0)		60.2(60.0)

## 2 業務活動への労働時間配分

業務活動を「通常業務」、「補助的業務」、国選弁護・法律扶助等の業務、「公益業務」、それに弁護士会活動に区分すると<sup>9)</sup>、総労働時間が配分される割合は、それぞれ平均で34%、34%、12%、4%、6%である。

62期弁護士と比べてとき、変化が見られるのは「通常業務」と「補助的業務」である。67期弁護士が「通常業務」に充てている割合は34%であるが、これは62期弁護士と比べて10ポイントの減少である([表4-2])。

9) これらの業務活動の各カテゴリーの内容については後掲の質問票の問7を参照。

他方、67 期弁護士の「補助的業務」に対する配分割合も 34% であるが、これは逆に 62 期弁護士と比べて 7 ポイントの増加である（[表 4-3]）。

[表 4-2] 通常業務一週あたり平均労働時間に占める割合

	新62期(間11-2ア)		67期(間7ア)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0%	81	15.3	109	25.7
1-19%	77	14.5	96	22.6
20-39%	69	13.0	40	9.4
40-59%	69	13.0	40	9.4
60-79%	126	23.8	57	13.4
80-100%	108	20.4	82	19.3
合計	530	100.0	424	100.0
平均(%)		44.4		34.2

[表 4-3] 補助的業務一週あたり平均労働時間に占める割合

	新62期(間11-2ウ)		67期(間7イ)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0%	163	30.8	168	39.6
1-19%	143	27.0	57	13.4
20-39%	63	11.9	29	6.8
40-59%	45	8.5	29	6.8
60-79%	51	9.6	46	10.8
80-100%	65	12.3	95	22.4
合計	530	100.0	424	100.0
平均(%)		26.4		33.5

国選弁護・法律扶助等の業務と「公益業務」の割合については、前者はやや低下（1.9 ポイント）、後者はやや増加（1 ポイント）であるが、有意味な変化といえるかどうかははっきりしない。弁護士会活動の割合には変化がない。

### 3 民事分野における労働時間配分

弁護士業務の大部分を占める民事分野について、紛争性の有無に着目して業務の実情を探った。[表 4-4] に示されているように、訴訟案件がもっとも多く約 30% を占め、紛争案件全体では 3 分の 2 を占める。62 期と比べると裁判所業務の割合が全体として減っているように見える。とくに、訴訟案件は、62 期のスタートアップ時よりも 8 ポイント少ない。

裁判所外の紛争業務については、67 期調査と 62 期調査では調査票の質問項目が異なるためスタートアップ時の比較は困難である<sup>10)</sup>。

10) この点に関する第 62 期第 1 回調査と、第 62 期第 2 回及び第 67 期の各調査での違いは、前者における「準司法案件」と「その他の紛争案件」という 2 つのカテゴリーを、後者では「その他の紛争案件」という 1 つのカテゴリーに統合したことである。

非紛争業務全体では 67 期弁護士は約 3 分の 1 の割合を占める。62 期との比較では、「一般顧客の非紛争案件」で、62 期第 1 回と第 2 回のデータに大きな違いがあるので解釈に留意が必要である<sup>11)</sup>。注目したいのは、「その他の非紛争案件」の割合が 62 期から 67 期にかけて明らかに増加しているとみられる点である（〔表 4-5〕）。

〔表 4-4〕 民事分野の労働時間配分－全体の内訳

民事分野の労働時間配分	新62期(1) (%)	新62期(2) (%)	67期 (%)
訴訟案件	39.3	33.9	31.0
調停案件	13.5	15.0	12.5
その他裁判所手続案件	7.6	8.3	6.7
準司法案件	0.8	NA	NA
その他の紛争案件	1.6	16.6	16.8
一般顧客の非紛争案件	30.5	16.3	17.3
非紛争案件(組織内弁護士)	4.2	7.8	7.2
その他の非紛争案件	2.5	2.2	8.7
	100.0	100.0	100.0

〔表 4-5〕 その他の非紛争案件－民事分野の労働時間配分

	新62期(問7キ)		67期(問8キ)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0%	287	81.5	202	48.0
1-19%	58	16.5	153	36.3
20-39%	5	1.4	41	9.7
40-59%	0	0.0	15	3.6
60-79%	0	0.0	4	1.0
80-100%	2	0.6	6	1.4
合計	352	100.0	421	100.0
平均(%)		2.2		8.7

#### 4 依頼者の種類別労働時間配分

67 期弁護士の業務遂行を依頼者の見地から探るために、「法律扶助・国選弁護の個人」、「一般の個人」、「全国規模の大企業」、「地元の大企業」、「中小企業」、それに「官公庁」に種類を分けて時間配分割合を測定した。67 期弁護士の種類別時間割合の平均値は、それぞれ、22%、35%、15%、4%、17%、2%であった。

〔表 4-6〕 個人（法律扶助・国選弁護案件）－依頼者の種類と労働時間配分

11) 「一般顧客の非紛争案件」に関する第 62 期第 1 回調査データの信頼性に関して、宮澤節生ほか「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要一記述統計の提示」青山法務研究論集 4 号（2011 年）121 頁注 8 参照。

第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士俣・上石）

	新62期(問14ア)		67期(問9ア)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0%	36	6.8	64	15.2
1-19%	208	39.5	180	42.9
20-39%	153	29.0	78	18.6
40-59%	80	15.2	41	9.8
60-79%	25	4.7	35	8.3
80-100%	25	4.7	22	5.2
合計	527	100.0	420	100.0
平均(%)		24.2		22.3

[表 4-7] 個人（法律扶助・国選弁護案件以外）－依頼者の種類と労働時間配分

	新62期(問14イ)		67期(問9イ)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0%	95	18.0	81	19.3
1-19%	75	14.2	68	16.2
20-39%	118	22.4	98	23.3
40-59%	115	21.8	68	16.2
60-79%	83	15.7	50	11.9
80-100%	41	7.8	55	13.1
合計	527	100.0	420	100.0
平均(%)		34.1		34.6

平均値でみるかぎり、67 期弁護士と 62 期弁護士との間で違いはほとんどないが、時間割合の分布からみると、若干の変化がみえる。法律扶助・国選弁護の個人では、62 期に比べて、全くやらない層が増える一方、充当割合が 20-59% のある程度やっている層が減っている（[表 4-7]）

[表 4-8] 中小企業－依頼者の種類と労働時間配分

	新62期(問14オ)		67期(問9オ)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
0%	156	29.6	139	33.1
1-19%	159	30.2	133	31.7
20-39%	135	25.6	80	19.0
40-59%	56	10.6	38	9.0
60-79%	16	3.0	23	5.5
80-100%	5	0.9	7	1.7
合計	527	100.0	420	100.0
平均(%)		16.5		16.9

一般個人では、62 期と比べて、40-59% の中位層が減る反面、80% 以上の最上位層が増えるという変化がみられる（[表 4-7]）。中小企業についても、62 期と比べて 20-39% の層がかなり減って、その上下の層が増えるという形で分散が広がっている（[表 4-8]）。

## 5 個別業務分野の取り扱い状況

設定した36の業務分野（後掲質問票問10）にたいしてどれだけの時間を使っているかを4点法で測定した（個々の分野ごとの度合いは後掲資料参照）。相互に結びつきのある分野のクラスターを識別し<sup>12)</sup>、62期から67期への変化に着目すると、「個人顧客中心分野」では、[表4-9]が示すように「交通事故原告側」で取り扱う弁護士が増え、「任意整理・個人再生・個人破産」、および「消費者問題消費者側」で取り扱う弁護士が減っている。

中小企業顧客と結びつく分野クラスターでは、[表4-10]が示すように、とくに、「企業倒産・整理・再生」「不動産賃貸借貸主側」「債権回収」の取り扱いの減少が目される。

「大企業顧客中心分野」では変化がない<sup>13)</sup>。また、残余の分野もほとんど変化がないが、唯一「交通事故被告側」だけが取扱い割合が増えている（25.9%から30.9%）。

[表4-9] 個別業務分野への労働時間配分 1. 個人顧客中心分野

業務分野	新62期(問13)		67期(問10)	
	全く時間を使わなかった		全く時間を使わなかった	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
刑事弁護	12	2.3	36	8.6
家族・親族国内事件	108	20.4	82	19.8
遺言・相続	115	21.6	97	23.3
任意整理・個人再生等	108	20.4	121	29.1
交通事故原告側	180	34.1	118	28.2
消費者問題消費者側	247	46.8	259	62.1
労働問題労働者側	256	48.7	210	50.8

12) 業務分野のクラスター化については、宮澤節生ほか「第62期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感及び不安感」青山法務研究論集6号（2013年）112-122頁参照。

13) 「大企業顧客中心分野」のクラスターに属するのは、「企業合併・買収」、「渉外・国際取引」、「独占禁止」、「知的財産」、及び「その他の企業法務」の5分野である。



[表 4-10] 個別業務分野への労働時間配分 3. 中小企業 / 個人顧客混合型分野

業務分野	新62期(問13)		67期(問10)	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)
不動産売買	222	42.2	176	42.4
不動産賃貸借貸主側	179	34.0	168	40.8
労働問題使用者側	267	50.8	215	51.8
少年事件	279	53.3	256	61.7
近隣関係問題	252	47.9	186	44.7
建築紛争	279	52.9	254	61.4
債権回収	125	23.5	132	31.4
企業倒産・整理・再生	255	48.1	264	63.3
不動産賃貸借借り手側	263	50.2	222	53.4

## 6 まとめ

以上にみた 67 期弁護士の業務内容の実態からどのようなことがいえるだろうか。我々にとっての重要な関心は新人弁護士において構造的な分化の進行がみられるかどうかという点である。

この点について、62 期弁護士との比較を通して、その存在をうかがわせる若干の証拠があるように見える。平均値は同じでも分布が両極に分化する形で分散が大きくなっている状況が、総労働時間、二種類の個人顧客、中小企業顧客の側面に現れている。弁護士の属性との連関分析によってさらに検証を進める必要がある。また、平均値も大きく増減するとともに、分布も散らばりが大きくなっている状況が、「通常業務」と「補助的業務」の側面に現れている。これについても、事務所の構造との連関を分析することによって分化の有無や程度の解明が見込まれよう。

## 第 5 章 職業生活からみた 67 期弁護士

### 1. 弁護士になるまでの生計

67 期弁護士のうち、法科大学院中の生計を支えていたものとして、親の収入を挙げた者が 69.2%、借金を挙げた者が 50.0%いた。これは 5 年前の 62 期弁護士と同じ傾向であった。前回の調査と比べると、「自己の貯蓄」を挙げた者が 31.0%から 22.1%に減少している。回答者の属性を確認する必要があるが、法科大学院を出ても司法試験に合格しにくいことが明らかになって、法科大学院の魅力が低下したため、法科大学院に進学して司法

調査報告

試験を受験・合格する社会人が減少したためかもしれない。今回の調査では、「給付型奨学金」という項目を入れたが、給付型奨学金が生計を支えていたと回答した者は、10.6%しかいない。給付型奨学金を手に入れている者の割合はかなり低そうである。法科大学院を修了した後の生計については、親の収入を上げた者が最も多く、72.4%いた。これは62期弁護士の時と同様の傾向であった。

[表 5-1] 受験準備中の生計を支えていたもの (問 3-1 複数回答可)

		自己の収入		自己の貯蓄		借金		配偶者の収入		親の収入		給付型奨学金		その他		
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
法科大学院 在学中	62期	はい	82	15.3%	166	31.0%	257	48.0%	36	6.7%	365	68.2%			9	1.7%
		いいえ	453	84.7%	369	69.0%	278	52.0%	499	93.3%	170	31.8%			526	98.3%
		合計	535	100.0%	535	100.0%	535	100.0%	535	100.0%	535	100.0%			535	100.0%
	67期	はい	58	12.0%	94	22.1%	213	50.0%	21	4.9%	295	69.2%	45	10.6%	4	0.9%
		いいえ	426	88.0%	332	77.9%	213	50.0%	405	95.1%	131	30.8%	381	89.4%	422	99.1%
		合計	484	100.0%	426	100.0%	426	100.0%	426	100.0%	426	100.0%	426	100.0%	426	100.0%
修了後 合格まで	62期	はい	162	30.9%	173	33.0%	27	5.2%	45	8.6%	362	69.1%			9	1.7%
		いいえ	362	69.1%	351	67.0%	497	94.8%	479	91.4%	162	30.9%			515	98.3%
		合計	524	100.0%	524	100.0%	524	100.0%	524	100.0%	524	100.0%			524	100.0%
	67期	はい	139	32.8%	109	25.7%	60	14.2%	24	5.7%	307	72.4%	5	1.2%	6	1.4%
		いいえ	285	67.2%	315	74.3%	364	85.8%	400	94.3%	117	27.6%	419	98.8%	418	98.6%
		合計	424	100.0%	424	100.0%	424	100.0%	424	100.0%	424	100.0%	424	100.0%	424	100.0%

自己の収入によって生計を立てていた者について、勤務先の種類を尋ねた。62期では、民間企業、官公庁、自営業、その他の4種に分けて尋ねていたが、今回67期の調査にあたっては、おおむね週35時間以上勤務のフルタイム雇用者と、それ以下の派遣、パートタイム等に分けた上で、フルタイム労働者について、民間、官公庁、自営業等に分けた。そうしたところ、圧倒的多数は、「派遣等パートタイム」が占めることになった。62期では、「民間企業」が39.7%、「その他」が51.3%を占めていたことを考えると、これらもその多くは、パートタイムや派遣等であった可能性がある。

第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士俣・上石）

[表 5-2] 合格までの勤務先（自己の収入で生計を立てていた者 問 3-1-1）

法科大学院 在学中	62期	民間企業		官公庁		自営業		その他		合計	
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
62期	度数	31	39.7%	0	0.0%	7	9.0%	40	51.3%	78	100.0%
	%										
67期	度数	3	5.2%	1	1.7%	3	5.2%	48	82.8%	3	5.2%
	%										
修了後 合格まで	62期	民間企業		官公庁		自営業		その他		合計	
		度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
62期	度数	70	45.5%	1	0.6%	8	5.2%	75	48.7%	154	100.0%
	%										
67期	度数	9	6.7%	6	4.4%	3	2.2%	110	81.5%	7	5.2%
	%										

一方、法科大学院修了後から司法試験に合格するまでの間については、81.5%が「派遣等パートタイム」と回答した。62期弁護士調査の時には、「民間企業」が45.5%、「その他」が48.7%を占めていたが、これについても恐らくは、パートタイムがその多くを占めていたものと思われる。法科大学院在学中と法科大学院修了後から司法試験合格までの間についての勤務先の種類には、さほどの大きな差は見られなかった。法科大学院修了後も、司法試験に合格するための受験勉強が生活の中心になっているためと考えられる。

[表 5-3] 受験準備中の所得（自己の収入があった者のみ問 3-1-2）

	所得帯	62期		67期	
		度数	%	度数	%
法科大学院 在学中	200万円未満	63	78.8%	50	87.7%
	200万-500万円未満	10	12.5%	3	5.3%
	500万-1000万円未満	5	6.3%	3	5.3%
	1000万円以上	2	2.5%	1	1.8%
	合計	80	100.0%	57	100.0%
修了後 合格まで	200万円未満	139	89.7%	117	86.0%
	200万-500万円未満	7	4.5%	15	11.0%
	500万-1000万円未満	7	4.5%	3	2.2%
	1000万円以上	2	1.3%	1	0.7%
	合計	155	100.0%	136	100.0%

司法試験に合格するまでの所得をみると、法科大学院在学中については、200万円未満が87.7%と大多数を占めている。62期弁護士の時には、200万円以上500万円未満が12.5%いたが、67期については、200万円以上500万円未満の者は5.3%しかいない。法科大学院を修了しても、司法試験になかなか合格しないため、社会人の占める割合が減少したことが影響していると考えられる。

興味深いのは、法科大学院修了後から司法試験合格までの所得である。

調査報告

これについても、200万円未満が86.0%と大多数を占めていることには変わらない。だが、200万円以上500万円未満の占める割合が、11.0%になっている。これは62期弁護士の際は、4.5%しかいなかったことを考えると、この所得帯の者が大幅に増加したことになる。なお、法科大学院在学中と比べると、500万円以上1000万円未満の占める割合が、5.3%から2.2%に低下している。法科大学院を修了した後、司法試験に合格するために、業務の内容や所業の種類を変えた可能性が考えられる。

[表 5-4] 修習中の収入源 (問 4-2)

	自己の収入		自己の貯蓄		借金		配偶者の収入	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
はい	27	6.3%	74	17.3%	320	74.9%	25	5.9%
いいえ	400	93.7%	353	82.7%	107	25.1%	402	94.1%
合計	427	100.0%	427	100.0%	427	100.0%	427	100.0%
	親の収入		給付型奨学金		その他			
	度数	%	度数	%	度数	%		
はい	114	26.7%	1	0.2%	2	0.5%		
いいえ	313	73.3%	426	99.8%	425	99.5%		
合計	427	100.0%	427	100.0%	427	100.0%		

67期の弁護士について、司法修習中の生計は、74.9%が「借金」で賄っていた。「親の収入」による者も26.7%、「自己の貯蓄」による者も17.3%いた。なお、62期弁護士調査では、同様の質問をしていないため、両者の比較はできないが、謝金と親の収入が中心であるという部分は変わらないのではないと思われる。

## 2. 弁護士の所得

今回の 67 期調査では、弁護士の所得について、これまでの調査とは違って、具体的な所得額（2016 年の税込、確定申告における申告所得）を万円単位で記載してもらったようにした。その結果を、62 期調査で用いたのと同様の所得帯に分類しなおし、日弁連 65・66 期調査<sup>14)</sup>と合わせて比較したものが [表 5-5] である。参考までに 67 期調査と同時期に行われた法務省の「法曹の収入・所得・奨学金等調査」の結果から、67 期弁護士のデータも示した<sup>15)</sup>。同調査の公表データにおける所得区分が異なるが可能な限り比較できるように区分しなおしている。この調査は回収率が 48% と近時の弁護士所得調査の中でも特に高く、参考にすべきデータである。

[表 5-5] 弁護士としての所得

調査名	62期弁護士第1回郵送調査		65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査		67期弁護士第1回郵送調査			(参考)法曹の収入・所得、奨学金等調査	
	62期		65-66期		67期			67期	
税込所得	度数	%	度数	%	度数		%	税込所得	%
200万未満	6	1.0	9	1.4	70万未満	7	1.7	200万未満	18.7
					200万未満	20	4.9		
500万未満	113	18.4	342	51.8	185	185	45.2	400万円未満	53.7
1000万未満	423	68.9	287	43.5	184	184	45.0	1000万未満	27.0
1000万以上	72	11.7	22	3.3	13	31	3.2	1000万以上	0.6
Total	614	100.0	660	100.0	409	409	100.0	Total	100.0
Missing	7		7		18	18			
Total	621		667		427	427		800	
一斉登録日	2009/12		2012/12(65期) 2013/12(66期)		2014/12			2014/12	
調査実施年月	2011/1-3		2014/7-8		2016/2-3			2016/3	
登録後調査実施まで	新62期約14ヶ月 現行62期約17ヶ月		新65期約19ヶ月 現行65期約22ヶ月 66期約7ヶ月		約15ヶ月			約16ヶ月	
調査対象(人)	2121		3618		1737			1665	
有効回答(人)	621		990		427			800	
回収率(%)	29.3%		27.4%		24.6%			48.0%	
調査主体	弁護士キャリアパス研究会 日弁連協力		日本弁護士連合会		弁護士キャリアパス研究会 日弁連協力			法務省 最高裁・日弁連協力	
備考	62期と65期には旧司法試験組(現行xx期)と新司法試験組(新xx期)の両者がある							53-67期対象	

14) 日本弁護士連合会(2014)「65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査 単純集計結果」(第14回 法曹養成制度改革顧問会議(平成26年12月16日開催)資料)([http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/dai14/index.html](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai14/index.html))

15) 法務省(2016)「法曹の収入・所得、奨学金等調査の集計結果(平成28年7月)」法曹養成制度改革連絡協議会第4回協議会(平成28年7月8日開催)資料。  
[http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00138.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00138.html)

67期弁護士においては、200万円以上500万円未満が45.2%、500万円以上1000万円未満が45.0%を占めていた。一方、所得が1000万円以上の者は3.7%しかいなかったのに対して、200万円未満の者は6.6%いた。これを62期調査と比較すると、500万円以上の所得層が大幅に減少し、500万円未満の所得層は、200万円未満の低所得層も含めて大幅に増加している。後で触れる満足度調査の個所で、収入に対する満足度が必ずしも高くなかったのは、このことが反映しているのかもしれない。この傾向は表に示した日弁連が実施した65・66期調査でも同様であり、65期前後から所得構造に大きな変化が生じたことが伺える。

しばしば若手弁護士の貧窮化の例として、国税庁の調査において、70万円以下の所得額の者が増加しているとしばしば指摘されるが、67期調査でも、そうした傾向は見て取れた。

### 3. 弁護士として目指しているものと業務等満足度

問12では、弁護士として目指しているものを尋ねた。「社会正義の実現に貢献すること」は、「かなりあてはまる」と回答した者が25.3%、「どちらかといえばあてはまる」と回答した者が53.2%を占め、逆に「ほとんどあてはまらない」「どちらかといえばあてはまらない」と回答したものは、両者を合わせても21.1%にとどまった。全体としては、「社会正義の実現」を目指すという回答が多くを占めている。「在野精神をもって仕事をする」ということについても、「かなりあてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した者が、それぞれ18.0%、45.4%と両者を合わせて過半数に達している。弁護士法第1条に弁護士の使命として記されている「社会正義の実現」と違って、「在野精神」は、近年の弁護士にとっては、必ずしも自明のものではなくなってしまったのかもしれない。他方で、「依頼者を助けることや、喜んでもらうこと」を弁護士として目指すものとして挙げた者は、「かなりあてはまる」だけでも61.4%、「どちらかといえばあてはまる」は33.7%もあり、ほとんどすべての弁護士が、弁護士として目指しているものに挙げていた。

[表 5-6] 全般的満足度（問 13-1）

	62期		67期	
	度数	%	度数	%
1不満足	24	4.5%	22	5.2%
2不満足、どちらかといえば	96	17.9%	75	17.6%
3満足、どちらかといえば	291	54.3%	234	54.8%
4満足	121	22.6%	95	22.2%
無回答	4	0.7%	1	0.2%
合計	536	100.0%	427	100.0%

問 13-1 では弁護士としての全般的満足度について、62 期弁護士と同様に 67 期弁護士についても尋ねている。両者ともほとんど同じような結果になり、差がなかった。すなわち、大多数の弁護士は、「満足」もしくは「どちらかといえば満足」していた。62 期と比べて、高所得者の割合が減少し、低所得者の割合が増加してはいても、弁護士としての満足度は変わらなかった。

問 13-2 では、将来への不安について訪ねているが、「かなり不安がある」、「どちらかといえば不安がある」と回答した割合は、それぞれ 25.8% と 50.8% であった。62 期弁護士では、それぞれ 27.1% と 43.7% であったから、両者にさほどの大きな差はない。ともに、多くの弁護士は将来に対する不安を持っているという点で共通した結果であった。

次に、職業生活についての満足度を見よう。「弁護士としての業務遂行にやりがいを感じている」、「自分がやりたいと思っている業務分野の仕事ができています」「日常的に従事している業務分野にやりがいを感じている」「自分の労働時間の自由度は高いと感じている」といった設問に対しては、「全く当てはまる」あるいは「ややあてはまる」と回答した割合が高かった。その一方で、「収入や給与は十分に得ていると感じている」という設問に対しては、「全く当てはまる」もしくは「ややあてはまる」と回答した割合は低かった。しかし、「全くあてはまらない」と回答した割合が高いというわけではない。

逆に、「まったくあてはまらない」や「ややあてはまらない」という回答の割合が高かったのは、「在野精神を意識して業務に従事していると感じることがある」や「会務活動等にやりがいを感じている」であった。このうち、前者については、通常的一般民事事件や企業顧客を愛とする業務を主として行っている弁護士の場合には、そもそも「在野精神を意識」する機会もさほどないであろうから、やむをえないものがあると考えられる。しかし会務活動等について、全くやりがいを感じない、もしくはさほど感じないという回答が多いのは、自治団体として注目に値する結果である。

## 調査報告

職業生活の満足度については、62期調査では、設問項目がかなり違うため、そのままの比較はできない。そのため、62期と67期とで、類似の設問があるもののみを取り上げて、比較検討することにしよう。まず、収入満足度について、67期調査では、「収入や給与は十分に得ていると感じているか」どうかを尋ねた。その結果、「全くあてはまる」と回答した者は17.3%、「ややあてはまる」と回答した割合は36.1%に過ぎなかった。62期調査では、「収入・給与の満足度」について、「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と回答した者の割合は、それぞれ27.1%、46.1%いた。全体としてみるならば、自分の収入に満足しているものの割合が低下して、不満を持つ者の輸入りが増加したと言える。62期弁護士に対して面接調査を行った際、自分たちよりも以前に弁護士になっていた者は、自分たちよりも経済的環境が良かったらしいと話す弁護士が少なくなかったことを考えると、67期弁護士において、収入について満足する者が低下したのは、自分たちの収入が、数年前の者よりも低下しているためではないかと考えられる。これについては、面接調査などを行ってより深く該当の弁護士の意見を収集して分析する必要がある、今後の課題である。

[表 5-7] 職業生活に関する満足度

	職場の性質 上該当せず	全く当ては まらない	ややあては まらない	ややあては まる	全くあてはま る	無回答	合計
Q13職業生活満足度(1) 弁護士としての業務遂行にやりがいを感じている	度数	13	46	227	140	1	427
	%	3.0%	10.8%	53.2%	32.8%	0.2%	100.0%
Q13職業生活満足度(2) 自分がやりたいと思っている業務分野の仕事ができています	度数	4	21	83	232	87	427
	%	0.9%	4.9%	19.4%	54.3%	20.4%	100.0%
Q13職業生活満足度(3) 日常的に従事している業務分野にやりがいを感じている	度数	19	75	237	96		427
	%	4.4%	17.6%	55.5%	22.5%		100.0%
Q13職業生活満足度(4) 日常的に従事している業務は、社会正義の実現に貢献する内容だと感じている	度数	41	140	197	48	1	427
	%	9.6%	32.8%	46.1%	11.2%	0.2%	100.0%
Q13職業生活満足度(5) 日常的に従事している業務において、在野精神を意識して業務に携わっていると感じることがある	度数	93	161	136	37		427
	%	21.8%	37.7%	31.9%	8.7%		100.0%
Q13職業生活満足度(6) 収入や給与は十分に得ていると感じている	度数	61	138	154	74		427
	%	14.3%	32.3%	36.1%	17.3%		100.0%
Q13職業生活満足度(7) 自分の労働時間の管理の自由度は高いと感じている	度数	63	91	151	122		427
	%	14.8%	21.3%	35.4%	28.6%		100.0%
Q13職業生活満足度(8) 国選弁護や民事法律扶助などの公益的な弁護士活動にやりがいを感じている	度数	50	48	120	156	53	427
	%	11.7%	11.2%	28.1%	36.5%	12.4%	100.0%
Q13職業生活満足度(9) 弁護士会の会務活動等にやりがいを感じている	度数	35	95	141	122	33	427
	%	8.2%	22.2%	33.0%	28.6%	7.7%	100.0%
Q13職業生活満足度(10) 弁護士として日々成長していると感じている	度数	4	26	123	217	57	427
	%	0.9%	6.1%	28.8%	50.8%	13.3%	100.0%

67期について、「自分の労働時間の管理の自由度は高いと感じている」と尋ねたところ、「全くあてはまる」と回答した割合は28.6%、「ややあてはまる」と回答した割合は35.4%と、過半数の者が、労働管理の自由度が高いと感じていた。ただ、62期調査では、労働時間管理の自由度につい



て、「満足」と回答した割合が 31.7%、「どちらかといえば満足」と回答した割合が 40.5%いたのと比べると、満足度は低下しているように思われる。

#### 4. まとめ

以上をまとめると、次の通りになる。

法科大学院在学中から司法試験合格、修習に至るまで、生計の負担は「借金」と「親の収入」による者が多い。本人に収入がある場合であっても、労働形態としては、大半はパートタイム労働である。弁護士になってからの所得は 5 年前と比べて低下傾向にある。大半の者が将来に対する不安を持っており、十分な収入を得ているとは思っていない。しかし、全般的な満足度は高いままである。

## 第 6 章 ジェンダーの視点からみた 67 期弁護士

以下では、67 期調査の結果をジェンダーおよびワークライフバランスの視点から概観する。可能な質問項目については、第 1 回 62 期調査（以下、62 期調査）の結果と比較して検討を行う。

### 1. サンプル全体について

[表 6-1] 男女別にみた回答者の平均年齢、配偶者の有無、子供の有無

	新62期						67期						
	1男性 (N=368)		2女性 (N=166)		合計 (N=536)		1男性 (N=314)		2女性 (N=108)		合計 (N=427)		
平均年齢	31.67		31.91		31.74		30.65		31.61		30.9		
F3配偶者の有無	いる	131	35.8%	68	41.0%	199	37.4%	91	28.9%	37	33.6%	128	30.1%
	いない	235	64.2%	98	59.0%	333	62.6%	224	71.1%	73	66.4%	297	69.9%
	合計	366	100.0%	166	100.0%	532	100.0%	315	100.0%	110	100.0%	425	100.0%
子どもの有無	いる	33	9.7%	10	6.7%	43	8.8%	22	7.5%	10	9.8%	32	8.1%
	いない	306	90.3%	139	93.3%	445	91.2%	273	92.5%	92	90.2%	365	91.9%
	合計	339	100.0%	149	100.0%	488	100.0%	295	100.0%	102	100.0%	397	100.0%
Q14登録後の出産育児経験	1はい	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	17	5.4%	4	3.7%	21	5.0%
	2いいえ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	297	94.6%	104	96.3%	401	95.0%
	合計	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	314	100.0%	108	100.0%	422	100.0%

まず、サンプル全体について、平均年齢、配偶者の有無、子供の有無について 62 期調査と比較しておく<sup>16)</sup>。[表 6-1] で示すように、サンプル全体に占める女性の比率は、31.0%から 25.9%へと低下した。この傾向は、調査対象である修習期の弁護士全体についても認められるものである。2015 年版弁護士白書によると、62 期弁護士における女性比率は 25.2%、67 期では 24.7%であり、両修習期の弁護士全体の比較でも 0.5 ポイント低下している<sup>17)</sup>。

配偶者のいる回答者の割合は低下しているが、このことは平均年齢が下がったことが影響している可能性がある。一方、子どものいる比率は、男性では減少したものの女性では増加した。回答者の平均年齢は女性の方が高いにも関わらず、弁護士登録後に出産育児経験をした回答者の割合は男性の方が多かった。

## 2. 司法試験準備中および弁護士キャリアを積むうえでの負担

司法試験合格まで、「生活費を得ること」、「家事」、「育児」、「介護」がそれぞれ負担になったかどうかを尋ねた問いについては、62 期調査と比較して若干の変化が見られた。

まず、[表 6-2] で示すように、生活費を得ることが司法試験合格までに負担であったと答えた割合は、62 期調査と比較して、男性、女性、サンプル全体のいずれでも増加した。67 期調査回答者の約 44%は、生活費を得ることが負担であったと回答している。この回答に男女差があるかどうかを検定したところ、5%水準では有意とはいえないぎりぎりの結果が出た。(p=.057)

---

16) 62 期調査の記述統計の詳細については、宮澤節生・石田京子・久保山力也・藤本亮・武士俣敦・上石圭一「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要－記述統計の提示－」青山法務研究論集第 4 号 (2011 年) 参照。

17) 日本弁護士連合会編・弁護士白書 2015 年版 45 頁 (2015 年)。

[表 6-2] 司法試験合格までの負担①生活費を得ること

		新62期(問4-3(1))				67期(問14-1(1))	
		法科大学院在学中		修了後合格まで		司法試験合格まで	
		度数	列のN%	度数	列のN%	度数	列のN%
1男性	2負担になった	91	25.9%	108	31.9%	146	46.6%
	1負担にならなかった	260	74.1%	231	68.1%	167	53.4%
	合計	351	100.0%	339	100.0%	313	100.0%
2女性	2負担になった	34	22.2%	36	24.0%	39	36.1%
	1負担にならなかった	119	77.8%	114	76.0%	69	63.9%
	合計	153	100.0%	150	100.0%	108	100.0%
合計	2負担になった	125	24.8%	144	29.4%	185	43.9%
	1負担にならなかった	379	75.2%	345	70.6%	236	56.1%
	合計	504	100.0%	489	100.0%	421	100.0%

[表 6-3] に示すように、家事負担については、62 期調査と 67 期調査ではさほど変わらない。全体の約 2 割弱の回答者が、司法試験準備中も家事が負担であったと答えている。家事負担感の男女差は、62 期調査では 5% 水準で有意であったが、67 期調査では 1% 水準で有意であった。すなわち、67 期調査では、経済的負担に男女差があるとは言えない一方、家事負担については、女性の方がより負担を感じていることが認められた。

[表 6-3] 司法試験合格までの負担②家事

		新62期(問4-3(1))				67期(問14-1(1))	
		法科大学院在学中		修了後合格まで		司法試験合格まで	
		度数	列のN%	度数	列のN%	度数	列のN%
1男性	2負担になった	91	25.9%	108	31.9%	146	46.6%
	1負担にならなかった	260	74.1%	231	68.1%	167	53.4%
	合計	351	100.0%	339	100.0%	313	100.0%
2女性	2負担になった	34	22.2%	36	24.0%	39	36.1%
	1負担にならなかった	119	77.8%	114	76.0%	69	63.9%
	合計	153	100.0%	150	100.0%	108	100.0%
合計	2負担になった	125	24.8%	144	29.4%	185	43.9%
	1負担にならなかった	379	75.2%	345	70.6%	236	56.1%
	合計	504	100.0%	489	100.0%	421	100.0%

[表 6-4] は、育児が司法試験合格までの間に負担であったかどうかを尋ねた問いについての回答を 62 期調査と比較している。育児負担については、62 期調査と比較すると、男性の負担感が増加し、女性の負担感は減少しているように見える。サンプル数が少ないが、男女間の負担感の差は狭まっている。62 期調査では、いずれの段階でも男女差は 1% 水準で有

意であったが、67期調査では男女間の回答に有意な差はなかった。なお、介護が負担であると答えた回答者は67期では5名しかおらず、特段注目すべき結果は得られなかった。

[表 6-4] 司法試験合格までの負担③育児

		新62期(問4-3(3))				67期(問14-1(3))	
		法科大学院在学中		修了後合格まで		司法試験合格まで	
		育児		育児		育児	
1男性	2負担になった	7	31.8%	8	34.8%	7	53.8%
	1負担にならなかった	15	68.2%	15	65.2%	6	46.2%
	合計	22	100.0%	23	100.0%	13	100.0%
2女性	2負担になった	13	92.9%	14	93.3%	6	75.0%
	1負担にならなかった	1	7.1%	1	6.7%	2	25.0%
	合計	14	100.0%	15	100.0%	8	100.0%
合計	2負担になった	20	55.6%	22	57.9%	13	61.9%
	1負担にならなかった	16	44.4%	16	42.1%	8	38.1%
	合計	36	100.0%	38	100.0%	21	100.0%

次に、弁護士資格取得後のキャリアを積むうえでの負担について検討する。生活費を得ることが弁護士キャリアを積むうえで負担であると答えた割合は、67期調査では62期調査に比べて、男性、女性、サンプル全体のいずれでも多くなっている。[表 6-5] で示すように、67期調査の回答者の3割は、生活費を得ることが負担であると回答している。62期調査の回答者では、男性回答者の方が女性回答者に比べて有意に負担感が多かったが、少なくとも今回の67期調査では、回答の男女差は認められなかった。

[表 6-5] 弁護士キャリアを積むうえでの負担①生活費を得ること

		新62期(問17)		67期(問14-2)	
		(1)生活費を得ること		(1)生活費を得ること	
		度数	列のN%	度数	列のN%
1男性	2負担になっている	98	28.1%	104	33.3%
	1負担にならず	251	71.9%	208	66.7%
	合計	349	100.0%	312	100.0%
2女性	2負担になっている	29	18.7%	35	32.7%
	1負担にならず	126	81.3%	72	67.3%
	合計	155	100.0%	107	100.0%
合計	2負担になっている	127	25.2%	139	33.2%
	1負担にならず	377	74.8%	280	66.8%
	合計	504	100.0%	419	100.0%

[表 6-6] で示すように、男性の家事負担感は 62 期に比べて 67 期で増加している<sup>18)</sup>。しかし、62 期調査と同様、男女間で 1%水準の有意な差があり、女性の方が男性に比べて家事の負担を感じている回答者ははるかに多い。

[表 6-6] 弁護士キャリアを積むうえでの負担②家事

		新62期(問17)		67期(問14-2)	
		Q17(2)家事		(2)家事	
		度数	列のN%	度数	列のN%
1男性	2負担になっている	29	11.9%	80	25.7%
	1負担にならず	214	88.1%	231	74.3%
	合計	243	100.0%	311	100.0%
2女性	2負担になっている	48	37.2%	46	42.2%
	1負担にならず	81	62.8%	63	57.8%
	合計	129	100.0%	109	100.0%
合計	2負担になっている	77	20.7%	126	30.0%
	1負担にならず	295	79.3%	294	70.0%
	合計	372	100.0%	420	100.0%

[表 6-7] で示す通り、男性で育児を負担であると答えた回答者の割合は、62 期調査に比べて 67 期調査で大きく上昇している。62 期調査では、1%水準で男女の回答に有意差があったが、67 期では有意差がない。また、介護については、キャリアを積むうえでの負担であると答えた回答者は全体で 5 名しかおらず、特段言及すべき結果は得られなかった。

なお、弁護士資格取得後に出産・育児を経験した回答者は、男性で 17 名 (5.4%)、女性で 4 名 (3.7%) であった。これらの回答者に対して、出産・育児によって業務に影響があったか否かを尋ねたが (問 14-3 付問)、「収入が減った」を肯定した回答者が全体で 3 名 (うち女性 1 名) あったことを除いて、否定的な影響について「あった」と答えた回答者はいなかった。ただし、「わからない」と答えた回答者は数名いた。2010 年に日本弁護士連合会が実施した「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査」では、出産によって「収入が減った」、「昇進が遅れた」、「事務所を辞めざるを得なかった」などの否定的な項目を肯定した女性の回答者が男性回答者に比べて圧倒的に多かったが、今回の調査ではそのような傾向は認められなかった<sup>19)</sup>。現時点ではサンプル数も少なく、出産育児が弁護士業務に与える影

18) 62 期では「該当せず」と回答した者が多く、67 期調査ではこの選択肢を削除した。

19) この調査の記述統計については、自由と正義臨時増刊号 Vol.62 (2011 年) 260

響は不明である。

[表 6-7] 弁護士キャリアを積むうえで負担③育児

		新62期(問17)		67期(問14-2)	
		Q17(3) 育児		(3) 育児	
		度数	列の N %	度数	列の N %
1男性	2負担になっている	8	27.6%	11	55.0%
	1負担にならず	21	72.4%	9	45.0%
	合計	29	100.0%	20	100.0%
2女性	2負担になっている	6	75.0%	7	70.0%
	1負担にならず	2	25.0%	3	30.0%
	合計	8	100.0%	10	100.0%
合計	2負担になっている	14	37.8%	18	60.0%
	1負担にならず	23	62.2%	12	40.0%
	合計	37	100.0%	30	100.0%

上記の通り、62期調査と比較して、経済的負担感は男女ともに増加し、家事負担、育児負担は男性の負担感が増加しているようである。家事や育児の負担状況は、通常、個々人の家庭状況と密接な関係があることは明らかである。そこで [表 6-8] は、配偶者の職業を尋ねた問いに対する回答を62期調査と比較した。

67期調査では、既婚の女性回答者のうち、約6割が配偶者も法曹であった。一方、既婚男性回答者で配偶者も法曹なのは10%程度であり、約30%は配偶者が無職（専業主婦）であった。ただし、62期調査と比較すれば、専業主婦を持つ男性回答者の割合は減っており、男性弁護士も共働きが増えている傾向がうかがえる

[表 6-8] 配偶者の職業

	新62期							67期									
	F3_1配偶者の職業							合計	F3_1配偶者の職業							合計	
	1弁護士	2裁判官または検察官	3その他の公務員	4民間役員・従業員	5自営業	6その他	7無職	1弁護士	2裁判官または検察官	3その他の公務員	4民間役員・従業員	5自営業	6その他	7無職			
1男性	度数	8	3	15	29	8	12	53	128	9	2	9	33	5	7	26	91
	%	6.3%	2.3%	11.7%	22.7%	6.3%	9.4%	41.4%	100.0%	9.9%	2.2%	9.9%	36.3%	4.4%	7.7%	28.6%	100.0%
2女性	度数	21	1	10	23	3	6	4	68	19	4	4	7	1	2	0	37
	%	30.9%	1.5%	14.7%	33.8%	4.4%	8.8%	5.9%	100.0%	51.4%	10.8%	18.9%	2.7%	5.4%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	29	4	25	52	11	18	57	196	28	6	13	40	6	9	26	128
	%	14.8%	2.0%	12.8%	26.5%	5.6%	9.2%	29.1%	100.0%	21.9%	4.7%	10.2%	31.3%	4.7%	7.0%	20.3%	100.0%

頁以下、女性弁護士の特徴を述べたコラムは27ページ以下参照（石田京子「女性弁護士の特徴」）。また、同調査の2次分析として、佐藤岩夫・濱野亮編『変革期の日本の弁護士』（日本評論社、2014年）があり、第9章「ライフイベントと専門職生活—ジェンダーの視点から」（石田京子）、第10章「弁護士の入職におけるジェンダー効果と学歴間格差—司法試験改革により格差は解消されたのか?」（中村真由美）はいずれもジェンダーの視点から同調査結果を分析している。

### 3. ワークライフバランスの理想と現実

67 期調査では、回答者に対して「理想のワークライフバランス」と、「現実のワークライフバランスの状況」を尋ねている。この問いは、第 1 回 62 期調査では設置せず、第 2 回 62 期調査において取り入れられたものである。第 2 回 62 期調査における本質問への回答では、女性の方が「個人・家庭生活」をより重視する傾向が認められていたが、[表 6-9] に示す通り、今回の調査では男女間で有意な差は認められなかった。男女共に約 4 分の 3 の回答者が「仕事と個人・家庭生活の両方を重視する」と答えている。

[表 6-9] 理想のワークライフバランス

		Q15ワーク・ライフ・バランス			合計
		1仕事優先重視	2個人・家庭生活重視	両方重視	
1男性	度数	21	58	232	311
	%	6.8%	18.6%	74.6%	100.0%
2女性	度数	4	25	79	108
	%	3.7%	23.1%	73.1%	100.0%
合計	度数	25	83	311	419
	%	6.0%	19.8%	74.2%	100.0%

それでは、現実のワークライフバランスはどうであろうか。[表 6-10] に示す通り、現実のワークライフバランスの状況についても、男女間で回答に有意な差は認められなかった。男女共に 5 割を超える回答者が、仕事が忙しくて個人・家庭生活のための時間が十分にないと感じている。一方、個人・家庭生活における負担が多いため仕事の時間が十分に持てないと考えている回答者はあまりいなかった。

[表 6-10] 現実のワークライフバランス

		仕事が忙しく個人・家庭生活のための時間が十分に持てない				
		そう思わない	どちらかといえばそう思わない	どちらかといえばそう思う	4そう思う	合計
1男性	度数	62	87	79	86	314
	%	19.7%	27.7%	25.2%	27.4%	100.0%
2女性	度数	18	29	36	27	110
	%	16.4%	26.4%	32.7%	24.5%	100.0%
合計	度数	80	116	115	113	424
	%	18.9%	27.4%	27.1%	26.7%	100.0%
		個人・家庭生活における負担(家事・育児など)が多くて仕事の時間が十分に持てない				
		そう思わない	どちらかといえばそう思わない	どちらかといえばそう思う	4そう思う	合計
1男性	度数	211	87	11	5	314
	%	67.2%	27.7%	3.5%	1.6%	100.0%
2女性	度数	64	38	7	1	110
	%	58.2%	34.5%	6.4%	.9%	100.0%
合計	度数	275	125	18	6	424
	%	64.9%	29.5%	4.2%	1.4%	100.0%

#### 4. まとめ

62期調査に比べて、67期調査では「経済的負担」を感じている回答者が多かった。回答者全体でこのような傾向があるゆえか、62期調査で回答の男女差が有意に認められたキャリアを積むうえでの「経済的負担」「育児負担」については、男女差が認められなかった。

理想とするワークライフバランス、現実のワークライフバランスの問題点についても、男女差は存在せず、男女共に専門職生活と私生活の両方を重視したいと考えている者が多いにも関わらず、仕事が忙しくて私生活のための時間が十分に取れないと考えている回答者が多かった。

ただし、現時点では配偶者のいる回答者が全体のうちの30%、資格取得後に出産育児を経験した回答者は5%しかおらず、キャリアを積むうえでの負担のジェンダー差がなくなったかどうかは不明である。専門職生活の送り方や、私生活において抱える負担に弁護士男女間の差が現実には狭まる傾向があるかどうかについては、次回の調査の結果を待ちたい。



## おわりに

本稿では、67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要について、記述統計をベースとして報告をした。今後、弁護士キャリアパス研究会では、67 期弁護士の第 2 次郵送調査、62 期の第 3 次郵送調査とともに、面接調査を進めていく計画である。複合的な方法による調査を重ね、実証的なデータをもって、弁護士のキャリアをめぐる議論に資することを目的としている。若手弁護士の職域拡大がゆっくりとではあるが、確実に進んでいる一方、現在もお多数派である、伝統的な「勤務弁護士」については、個人受任の可否、事務所経費の負担の有無など多様な雇用形態が出現し、「勤務弁護士」としてひとくくりにできない状況も生じてきている。質問紙調査と面接調査を組み合わせることで、質問紙調査だけからは見えてこない「現実」や「ストーリー」を明らかにしていく予定である。

※本研究は科学研究費補助金 15H03303 の研究成果の一部である。

※弁護士キャリアパス研究会メンバーは現在、本稿執筆者 4 名に宮澤節生 (UC Hastings College of the Law) を加えた 5 名によって構成されている。弁護士キャリアパス研究会がこれまで公表してきた研究成果は以下のとおりである。

宮澤節生、藤本亮、武士俣敦、神長百合子、上石圭一、石田京子、大坂恵里 (2010) 「法科大学院教育に期待される「法曹のマインドとスキル」に対する弁護士の意見 :2008 年全国弁護士調査第 1 報」青山法務研究論集 2:67-171

宮澤節生、久保山力也 (2011) 「弁護士界内部における業務分野の「評価」:2008 年全国弁護士調査から」青山法務研究論集 3:33-82

宮澤節生、武士俣敦、石田京子 (2011) 「日本における弁護士の専門分化 :2008 年全国弁護士調査 (第 2 報)」青山法務研究論集 4:193-287

宮澤節生、石田京子、久保山力也 (2011) 「第 62 期弁護士第 1 回郵送調査の概要 : 記述統計の提示」青山法務研究論集 4:57-191

宮澤節生、武士俣敦、藤本亮、上石圭一 (2012) 「日本において特定分野への相対的集中度が高い弁護士の属性 :2008 年全国弁護士調査第 3 報」青山法務研究論集 5:119-233

宮澤節生、石田京子、久保山力也、藤本亮、武士俣敦、上石圭一 (2013) 「第 62 期弁護士の教育背景、業務環境、専門分化、満足感、及び不安感 : 第 1 回郵送調査第 2 報」

調査報告

青山法務研究論集 6:35-235

宮澤節生、石田京子、藤本亮、武士俣敦、上石圭一（2014）「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 1 報：調査の概要と記述統計」青山法務研究論集 9:67-137

宮澤節生、藤本亮、石田京子、武士俣敦、上石圭一（2015）「第 62 期弁護士第 2 回郵送調査第 2 報：二変量解析から多変量解析へ」青山法務研究論集 10:39-175

Setsuo Miyazawa, Atsushi Bushimata, Keiichi Ageishi, Akira Fujimoto, Rikiya Kuboyama and Kyoko Ishida (2015) "Stratification or Diversification?: 2011 Survey of Young Lawyers in Japan" in: Setsuo Miyazawa, Weidong Ji, Hiroshi Fukurai, Kay-Wah Chan and Matthias Vanhullebusch (eds.) *East Asia's Renewed Respect for the Rule of Law in the 21st Century The Future of Legal and Judicial Landscapes in East Asia*. Brill's.

宮澤節生、石田京子、藤本亮、武士俣敦、上石圭一（2016）「第 62 期弁護士の面接調査：第 1 報」青山法務研究論集 11:61-165

[付録 1] 67 期第 1 回郵送調査質問紙

◎ 第 67 期弁護士第 1 回郵送調査質問紙 ◎

＜ご記入にあたってのお願い＞

ご記入は、すべて印刷の **あて先の先生ご自身** にはお届きしませんが、回答に要する期間は、**概ね 15 分から 20 分程度**です。

**回答者諸君と回答者の匿名化(匿名でない)に**手続きを徹底し、匿名性を確保しつつ、協力していただいた方への丁寧なやりかみお礼や報告(書状)にお届けできることを目指します。

他の目的のご対応について、もしお心ざりなことはお断りしますが、統計的に処理することが目的で、回答の内容は、調査委員会によって整理されたデータとしてのみ研究会に引渡されることになってまいります(ご回答の匿名性)。

調査委員は、匿名または匿名の前置、ペン、またはボールペンでご記入し、回答部分は、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

回答方法は、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

お申し込みのうえ、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

お問い合わせの件は、調査委員会に直接お問い合わせください。お問い合わせは、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**にご返信ください。調査委員は、お届いた調査票を印刷面に記入して、**2月27日(金)まで**に返信いたします。調査人名は匿名です。

2016年2月  
調査委員  
(調査委員会) 弁護士キャリアパス調査  
(調査協力) 日本弁護士連合会  
(調査委託機関) 一般社団法人 中央調査社

～ 日本弁護士連合会ご協力 ～  
「第 67 期弁護士キャリアパス調査」への  
ご回答ご協力のお願い

先生には様々なご質問のご対応をお願いいたします。先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

先生には、おはるを添えたい、質問の中には、一部の方にのみお尋ねするものがありますが、その場合はお祈りに従って添えさせていただきます。

問1 あなたが合格した司法試験等についてお尋ねします。

問1-1 大学の学部で「法学（法務）」あるいは「法学II（法学II）」を取得されましたか。

1 はい  2 いいえ  3 わからない（卒業された学部名を記入してください）  
（学部）

問1-2 あなたが合格した司法試験は、旧司法試験で、新司法試験ですか。（OK1つ）

1 旧  2 新

問1-1-1-1 あなたが合格した司法試験の選択科目を教えてください。あてはまるものを○をつけてください。（OK1つ）  
 1 刑法 3 憲法 6 労働法 7 国際関係法（公法系）  
 2 民法 4 知的財産法 6 商法 7 国際関係法（私法系）

問1-1-1-2 新司法試験受験資格は法科大学院修了、不備試験合格のどちらですか？

1 法科大学院修了  2 不備試験合格

【各員のみに】

問1-3 あなたが合格した試験を受けた都道府県を教えてください。併修または併修のいずれかに記入してください（複数ある場合は複数都道府県を記載してください）。

西側  2  0  年 和側 平成  年

問1-4 あなたが合格した試験を受けた都道府県は、新司法試験・予備試験の受験地（受験していただいた場所）を教えてください。

旧司法試験  年 新司法試験  年 予備試験  年

問2 法科大学院についてお尋ねします。

問2-1 法科大学院に入学（中退を含む）したことがありますか？

1 はい  2 いいえ  (問3へ)

問2-2 修了・中退した法科大学院の名称を記入してください。（複数ある場合は複数に修了・中退した法科大学院）

西側  0  年 和側 平成  年 月

問2-3 修了・中退した年月を記入してください。

西側  0  年 和側 平成  年 月

問2-4 修了・中退したコース・期間等（OK1つ）

1 2年制短コース  2 3年制短コース  3 長期制短コース

問2-5 法科大学院で勉学内容に関して、下に掲げる法科大学院の科目を履修しましたか。（それぞれ0は1つずつ）

	履修した	履修しなかった
(1) エクスターナシップ（インターンシップ）	1	2
(2) 国際教育	1	2
(3) 国際法以外のシミュレーション科目（国際法、商法、職務の抱持など）	1	2
(4) フラワーズ科目（従来の旧法曹2段階の卒業必修科目）	1	2

問2-6 現在の時点では法科大学院での履修を振り返ってみたいとき、下記の事項のそれぞれにつき、法科大学院はあなたと比べてどの程度有益でしたか。あてはまる番号を1の欄もで○をつけてください。

	有益で 役に立った	どちらかとも いわず有益 だった	どちらかとも いわず有益 ではなかった	有益では なかった
(1) 司法試験の勉強	1	2	3	4
(2) 法務実務の経験	1	2	3	4
(3) 国際関係の経験	1	2	3	4
(4) 卒業した企業での上での勉強づけ	1	2	3	4
(5) 卒業した企業での勉強	1	2	3	4
(6) 卒業した企業での勉強	1	2	3	4
(7) 人脈ネットワークの構築	1	2	3	4
(8) 就職先に関する情報	1	2	3	4
(9) その他	1	2	3	4
(10) その他で法科大学院が有益だったことがあれば、具体的に記入してください。	[ ]			

問2-7 現在の時点では法科大学院での履修を振り返ってみたいとき、法科大学院についてどう感じますか。思われるほど詳しくお答えください。

[ ]

問 3. 司法試験合格者までの生活状況についてお尋ねします。

問 3-1 法科大学院卒業生および司法試験合格者に対し、生活状況によって変更を求めています。司法試験合格者および司法試験合格者以上は「法科大学院」を「大学等」、(修了・退学時)を「卒業・退学時」と記入してください。

<p><b>法科大学院卒業生 (Oはいくつでも)</b></p> <p>1 自己の収入 ( ) 万円</p> <p>2 自己の所得 ( ) 万円</p> <p>3 借金 (返済済みの借入金を除く) (修了後、修業期間中の借入額) ( ) 万円</p> <p>4 配偶者の収入 ( ) 万円</p> <p>5 親の収入 ( ) 万円</p> <p>6 給付奨学金等 ( ) 万円</p> <p>7 その他 (具体的に記入してください) ( ) 万円</p>	<p><b>司法試験合格者までの生活期間 (Oはいくつでも)</b></p> <p>1 自己の収入 ( ) 万円</p> <p>2 自己の所得 ( ) 万円</p> <p>3 借金 (返済済みの借入金を除く) (修了後、修業期間中の借入額) ( ) 万円</p> <p>4 配偶者の収入 ( ) 万円</p> <p>5 親の収入 ( ) 万円</p> <p>6 給付奨学金等 ( ) 万円</p> <p>7 その他 (具体的に記入してください) ( ) 万円</p>
<p><b>司法試験合格者 (Oはいくつでも)</b></p> <p>1 自己の収入 ( ) 万円</p> <p>2 自己の所得 ( ) 万円</p> <p>3 借金 (返済済みの借入金を除く) (修業中の借入金) ( ) 万円</p> <p>4 配偶者の収入 ( ) 万円</p> <p>5 親の収入 ( ) 万円</p> <p>6 給付奨学金等 ( ) 万円</p> <p>7 その他 (具体的に記入してください) ( ) 万円</p>	<p><b>司法試験合格者までの生活期間 (Oはいくつでも)</b></p> <p>1 自己の収入 ( ) 万円</p> <p>2 自己の所得 ( ) 万円</p> <p>3 借金 (返済済みの借入金を除く) (修業中の借入金) ( ) 万円</p> <p>4 配偶者の収入 ( ) 万円</p> <p>5 親の収入 ( ) 万円</p> <p>6 給付奨学金等 ( ) 万円</p> <p>7 その他 (具体的に記入してください) ( ) 万円</p>

問 3-1-1-1 その収入は、どのような職種で得ていますか。(Oは1つ)

<p><b>法科大学院卒業生 (Oは1つ)</b></p> <p>1 専業主婦・専業主夫 (フルタイム)</p> <p>2 官公庁 (標準週35時間以上のフルタイム)</p> <p>3 自営業 (標準週35時間以上の自営業) (具体的に記入してください)</p> <p>4 派遣社員・契約社員・アルバイト等 (標準週35時間未満のフルタイム)</p> <p>5 その他 (具体的に記入してください) ( )</p>	<p><b>司法試験合格者 (Oは1つ)</b></p> <p>1 専業主婦・専業主夫 (フルタイム)</p> <p>2 官公庁 (標準週35時間以上のフルタイム)</p> <p>3 自営業 (標準週35時間以上の自営業) (具体的に記入してください)</p> <p>4 派遣社員・契約社員・アルバイト等 (標準週35時間未満のフルタイム)</p> <p>5 その他 (具体的に記入してください) ( )</p>
---	--

問 3-1-2 あなたの年収 (税込) はどのくらいですか。(Oは1つ)

<p><b>法科大学院卒業生 (Oは1つ)</b></p> <p>1 200万円未満</p> <p>2 200万円以上500万円未満</p> <p>3 500万円以上1,000万円未満</p> <p>4 1,000万円以上</p>	<p><b>司法試験合格者までの生活期間 (Oは1つ)</b></p> <p>1 200万円未満</p> <p>2 200万円以上500万円未満</p> <p>3 500万円以上1,000万円未満</p> <p>4 1,000万円以上</p>
---	---

問 4. 司法修習についてお尋ねします。

問 4-1 実務修習の開始はどこでか。配属裁判所を記入してください。

( ) 地方裁判所

問 4-2 司法修習中の生活状況によって変更を求めていますか。

**司法修習中 (Oはいくつでも)**

1 自己の収入 ( ) 万円

2 自己の所得 ( ) 万円

3 借金 (返済済みの借入金を除く) (修業中の借入金) ( ) 万円

4 配偶者の収入 ( ) 万円

5 親の収入 ( ) 万円

6 給付奨学金等 ( ) 万円

7 その他 (具体的に記入してください) ( ) 万円

問 4-3 弁護士として働き始めてから、司法修習の修習額は、どの程度有償であったと記入しますか。おぼろげな記憶について、4段階のうち最も近いものを記入してください。(合計Oは1つ)

項目	有償で 働いた期間	有償で 働いた期間 が不明	20%以下又は 不明	20%以上又は 不明
(O) 納入修習	0	1	2	3
(O) 弁護士事務所	1	2	3	4
(O) 弁護士事務所	1	2	3	4
(O) 弁護士事務所	1	2	3	4
(O) 弁護士事務所	1	2	3	4
(O) 弁護士事務所	1	2	3	4
(O) 弁護士事務所	1	2	3	4

問6 あなたの選挙地と選挙

あなたの経験ある選挙（事務所）についてお尋ねします。  
 あなたの選挙地と事務所（事務所）について、左ページを参照してください。（1）～（8）の間は、  
 経験のある選挙をすべて記入してください。経験のある選挙は、以下のとおり記入してください。  
 左ページに対して、同じように入力してください。

選挙の 選挙地・ 事務所	選挙の 年月	(1) 区 選挙区	(2) 区 選挙区	(3) 区 選挙区	(4) 区 選挙区	(5) 区 選挙区	経験ある選挙の所属																				
							選挙事務所のある選挙区等 (経験地、都府)			選挙事務所のある選挙区等 (経験地、都府)																	
							A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	その他				
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他
							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	その他











【最後に、現在のあなたが自身に関する基本的な情報をお願いします】

図 15-1 あなたの暮らすワーク・ライフ・バランスについて、最も近いもの 1 つに○を付けてください。

- 1 仕事と個人・家庭生活では、仕事を優先するのが理想だ
- 2 仕事と個人・家庭生活では、個人・家庭生活を優先するのが理想だ
- 3 仕事と個人・家庭生活では、仕事と個人・家庭生活の両方をともに重視するのが理想だ

図 15-2 あなたの現在の仕事と個人・家庭生活のバランスについて、最も近いもの 1 つに○を付けてください。

	仕事と個人・家庭生活の両方をともに重視するのが理想だ	仕事を優先するのが理想だ	個人・家庭生活を優先するのが理想だ
仕事と個人・家庭生活の両方をともに重視するのが理想だ	○	○	○
仕事を優先するのが理想だ	○	○	○
個人・家庭生活を優先するのが理想だ	○	○	○

図 15-3 あなたのワーク・ライフ・バランスを改善するために、必要と思われる制度や環境等がありましたら、お書きください。

F1 あなたの性別  1 男性  2 女性

F2 あなたの生年、西暦または西暦のいりずちで答えてください。  
 西暦 年 月 日 年 月 日

F3 あなたの愛称についてお答えください。

F3-1 1000 名の有様  1 いえ  2 いえなし

【いる】と答えた方にお知らせします。 (○は1つ)

F3-1-1 配偶者の方のどのような職業に就いていますか。  
 1 専業主婦  
 2 検察官  
 3 裁判官  
 4 裁判所事務官・書記官・職務執行官  
 5 2-4以外の国家公務員・地方公務員の正規雇用職員  
 6 2-4以外の国家公務員・地方公務員の正規雇用職員  
 7 民間企業等の役員・役員候補者(正社員以上の正規雇用)  
 8 民間企業・労働者(アルバイト等)(雇用期間 35 時間以上のフルタイム勤務)  
 9 民間企業・労働者(アルバイト等)(8 時間フルタイム勤務)  
 10 自営業 (自営別荘)  
 11 その他 (自営別荘)  
 12 退職

F3-1-2 配偶者の方の所轄地区、職業申告をしている場合は申告所務のおおまかな名称をお書きください。

お名前、電話番号、

F3-2 子どもの有様  1 いえ  2 いえなし

【いる】と答えた方にお知らせします。 (○は1つ)

F3-2-1 子どもの数 人

F3-2-2 子どもの年齢

年齢の年数	一歳	二歳	三歳	四歳
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

F4 どの党にお属しますか。

F5 あなたの所属している大学、学部、学科、専攻科を教えてください。また、その大学名にのまらなければなりません。

- 1 法学部 学科 (法科大学院を除く) (大学名: 大学)
- 2 他の文系学部・学科 (大学名: 大学)
- 3 理系学部・学科 (大学名: 大学)
- 4 その他の学部・学科 (大学名: 大学)
- 5 大学に入学したことはない

# 調査報告

**F6** 卒業生の学生身の上の学位を取得している場合は、その学位をお書きください。取得学位が修士・博士の場合は、取得の年次もお書きください。

取得した学位での学位	
1. _____	1. 卒業士資格取得後
2. _____	2. 卒業士資格取得前
3. _____	1. 卒業士資格取得後
4. _____	2. 卒業士資格取得前

**F7** あなたは、**企業経営者**を業種、何らかの職業、**独立系役員(取締役)のフルタイム**に就いていましたか。もし、そうであれば、その業種、何らかの職業、**独立系役員(取締役)のフルタイム**に就いていましたか。はい、(OHA-Yコード) をもち、それらの職業などの程度の詳細を記入してください。

企業経営者(独立系役員)の職業	任期期間 (任意)	
	約	年
0. 卒業以外のフルタイムの職業についてはいない	約	年
1. 経営者	約	年
2. 取締役	約	年
3. 取締役候補者、非執行、候補者執行	約	年
4. トム以外の出来公認員、地方公認員	約	年
5. 明正堂士等の関係士業 (具体的な名称)	約	年
6. 民間企業、役員、監事 (フルタイムの正社員)	約	年
7. 民間企業、役員(フルタイム)での取締役、取締役候補者、候補者執行	約	年
8. その他の職業 (具体的に)	約	年

図表を記入した日をご記入ください。( ) 月 ( ) 日

質問は以上です。  
 長時間ご協力ありがとうございました。心から感謝いたします。  
 返信用封筒(御手不要)に封入の上、ご返函をお願いします。差出人名は不要です。  
 調査結果の概要などもささやかな郵封をお送りしますので、両封の兼書にご氏名・ご住所をご記入のうえ、目隠しシールを貼って、この調査票とは別にご返函ください。  
 ※分析結果をまとめる期間をお待たせいたします。調査結果等の送付は6月頃となりますことをお知らせいたします。お預けいただいたご氏名・ご住所等は送付作業後に削除いたします。

[付録 2] 度数分布表

Q1_大学の学部で取得された 学士号	1はい	2いい え	3わか らない	Total
度数	331	94	1	426
%	77.5	22.0	.2	99.8

Q1_合格した司法試験	2新司 法試験
度数	427
%	100.0
有効%	100.0

Q1_司法試験の選択科目	1倒産 法	2租税 法	3経済 法	4知的 財産法	5労働 法	6環境 法	7国際 公法	8国際 私法	Total
度数	104	31	43	50	134	28	7	29	426
%	24.4	7.3	10.1	11.7	31.4	6.6	1.6	6.8	99.8
有効%	24.4	7.3	10.1	11.7	31.5	6.6	1.6	6.8	100.0

Q1_新司法試験受験資格	1法科 大学院 修了	2予備 試験合 格	Total
度数	393	21	414
%	92.0	4.9	97.0
有効%	94.9	5.1	100.0

Q1_司法試験合格年月	2009/09	2011/09	2012/09	2013/09	Total
度数	1	3	15	392	411
%	.2	.7	3.5	91.8	96.3
有効%	.2	.7	3.6	95.4	100.0

Q1_受験経験（旧試験）	0	1	2	3	4	5	6	7	Total
度数	249	81	56	13	3	10	1	4	426
%	58.3	19.0	13.1	3.0	.7	2.3	.2	.9	99.8
有効%	58.5	19.0	13.1	3.1	.7	2.3	.2	.9	100.0
度数	1	3	2	1	2	426			
%	.2	.7	.5	.2	.5	99.8			
有効%	.2	.7	.5	.2	.5	100.0			

Q1_受験経験（新試験）	1	2	3	4	Total
度数	222	122	76	6	426
%	52.0	28.6	17.8	1.4	99.8
有効%	52.1	28.6	17.8	1.4	100.0

Q1_受験経験（予備試験）	0	1	2	Total
度数	375	34	17	426
%	87.8	8.0	4.0	99.8
有効%	88.0	8.0	4.0	100.0

Q2_修了した年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	Total
度数	3	16	21	61	106	187	6	1	401
%	.7	3.7	4.9	14.3	24.8	43.8	1.4	.2	93.9
有効%	.7	4.0	5.2	15.2	26.4	46.6	1.5	.2	100.0
Cumulative %	.7	4.7	10.0	25.2	51.6	98.3	99.8	100.0	

調査報告

Q2_修了したコース・課程等	2年短 縮	3年標 準	長期履 修	Total
度数	231	170	1	402
%	54.1	39.8	.2	94.1
有効%	57.5	42.3	.2	100.0

Q2_法科大学院で履修した科目	(1)エ クス ター ン シ ップ	(2)模 擬 裁 判	(3)シ ミュ レー シ ョ ン	(4)ク リ ニ ッ ク
度数	228	274	152	130
%	53.4	64.2	35.6	30.4

Q2_法科大学院で有益だったこと		1有益 でな かった	2有益 でな かつ た、ど ちらか といえ ば	3有益 だっ た、ど ちらか といえ ば	4有益 だっ た	Total
		(1) 法知識の習得	度数	12	26	159
	%	2.9%	6.3%	38.7%	52.1%	100.0%
(2) 法情報調査能力	度数	28	70	176	137	411
	%	6.8%	17.0%	42.8%	33.3%	100.0%
(3) 弁護士を選択する上での動 機づけ	度数	57	107	178	69	411
	%	13.9%	26.0%	43.3%	16.8%	100.0%
(4) 弁護士倫理の習得	度数	43	88	209	69	409
	%	10.5%	21.5%	51.1%	16.9%	100.0%
(5) 実務技能の習得	度数	107	147	131	26	411
	%	26.0%	35.8%	31.9%	6.3%	100.0%
(6) 特定分野への関心の獲得	度数	60	126	162	62	410
	%	14.6%	30.7%	39.5%	15.1%	100.0%
(7) 人的ネットワークの構築	度数	31	69	169	141	410
	%	7.6%	16.8%	41.2%	34.4%	100.0%
(8) 登録地に関する情報	度数	154	116	105	36	411
	%	37.5%	28.2%	25.5%	8.8%	100.0%
(9) 就職先に関する情報	度数	144	111	111	45	411
	%	35.0%	27.0%	27.0%	10.9%	100.0%

Q3_生活資金	Q3_1A修了まで		Q3_1A合格まで	
	度数	%	度数	%
Q3_1_1自己の収入	58	13.6%	139	32.8%
Q3_1_2自己の貯蓄	94	22.1%	109	25.7%
Q3_1_3借金(貸与型奨学金等)	213	50.0%	60	14.2%
Q3_1_4配偶者の収入	21	4.9%	24	5.7%
Q3_1_5親の収入	295	69.2%	307	72.4%
Q3_1_6給付型奨学金等	45	10.6%	5	1.2%
Q3_1_7その他	4	.9%	6	1.4%

Q3_1_3借金(貸与型奨学金等) 総額	Q3_1A修了まで	Q3_1B合格まで
回答数	196	46
平均値	489.7	396.5
中央値	400.0	300.0
標準偏差	310.5	291.6
最低	60.0	30.0
最高	2000.0	1200.0

第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士保・上石）

Q3_1_1 自己の収入源となる職場	Q3_1A 修了まで	Q3_1B 合格まで
1 民間フルタイム	3 .7	9 2.1
2 官公庁フルタイム	1 .2	6 1.4
3 自営業フルタイム	3 .7	3 .7
4 派遣等パートタイム	48 11.2	110 25.8
5 その他	3 .7	7 1.6
Total	58 13.6	135 31.6

Q3_1_2 自己の収入源がある場合の当時の年収	Q3_1A 修了まで	Q3_1B 合格まで
200万未満	50 11.7	117 27.4
200万-500万未満	3 .7	15 3.5
500万-1000万未満	3 .7	3 .7
1000万以上	1 .2	1 .2
Total	57 13.3	136 31.9

Q4_1 修習場所 高裁管轄別	札幌高裁	仙台高裁	東京高裁	名古屋高裁	大阪高裁	広島高裁	高松高裁	福岡高裁	不明
度数	22	25	144	38	97	29	15	47	10
%	5.2	5.9	33.7	8.9	22.7	6.8	3.5	11.0	2.3

Q4_2 司法修習中の生計	度数	%
1 自己の収入	27	6.3%
2 自己の貯蓄	74	17.3%
3 借金（最高裁修習資金貸与等）	320	74.9%
4 配偶者の収入	25	5.9%
5 親の収入	114	26.7%
6 給付型奨学金等	1	.2%
7 その他	2	.5%

	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
Q4_1 司法修習中の自己の収入額	26	82.15	30.00	162.49	2	800
Q4_3 司法修習中の借金総額	308	279.25	300.00	77.488	20	1100

Q4_4 司法修習で有益だった段階		0 該当しない	1 有益でなかった	2 どちらかといえば有益でなかった	3 どちらかといえば有益だった	4 有益だった	Total
		度数	度数	度数	度数	度数	
(1) 導入修習	度数	340	9	12	32	13	406
	%	83.7	2.2	3.0	7.9	3.2	100.0
(2) 弁護実務修習	度数	---	10	36	151	230	427
	%	---	2.3	8.4	35.4	53.9	100
(3) 民事裁判実務修習	度数	---	5	27	149	245	426
	%	---	1.2	6.3	34.9	57.4	100
(4) 刑事裁判実務修習	度数	---	8	28	163	228	427
	%	---	1.9	6.6	38.2	53.4	100
(5) 検察実務修習	度数	---	14	47	146	220	427
	%	---	3.3	11.0	34.2	51.5	100
(6) 選択型実務修習	度数	---	13	49	182	182	426
	%	---	3.0	11.5	42.6	42.6	100
(7) 集合修習	度数	---	21	57	177	170	425
	%	---	4.9	13.3	41.5	39.8	100

調査報告

Q4_4司法修習で有益だった事柄		1有益 でな かった	2どちら かとい えは有 益でな かった	3どちら かとい えは有 益だっ た	4有益 だった	Total
(1) 法知識の習得	度数	29	96	200	101	426
	%	6.8	22.5	46.8	23.7	100
(2) 法情報調査能力	度数	23	95	186	122	426
	%	5.4	22.2	43.6	28.6	100
(3) 弁護士を選択する上での動 機づけ	度数	25	75	150	174	424
	%	5.9	17.6	35.1	40.7	99
(4) 弁護士倫理の習得	度数	25	85	221	95	426
	%	5.9	19.9	51.8	22.2	100
(5) 実務技能の習得	度数	15	59	186	166	426
	%	3.5	13.8	43.6	38.9	100
(6) 特定分野への関心の獲得	度数	46	133	151	96	426
	%	10.8	31.1	35.4	22.5	100
(7) 人的ネットワークの構築	度数	13	33	153	227	426
	%	3.0	7.7	35.8	53.2	100
(8) 登録地に関する情報	度数	76	78	122	150	426
	%	17.8	18.3	28.6	35.1	100
(9) 就職先に関する情報	度数	82	107	116	120	425
	%	19.2	25.1	27.2	28.1	100

Q5_1最初の登録地・事務所 登 録月	最初の登録地・ 事務所		現在の登録地・ 事務所		※職場移動回数		
	度数	%	度数	%			
2014/12	261	61.1	227	53.2	0	370	86.7
2015/01	97	22.7	90	21.1	1	56	13.1
2015/02	23	5.4	21	4.9	2	1	.2
2015/03	5	1.2	5	1.2	Total	427	100.0
2015/04	4	.9	6	1.4			
2015/05	3	.7	8	1.9			
2015/06	1	.2	4	.9			
2015/07			4	.9			
2015/08			4	.9			
2015/09	2	.5	4	.9			
2015/10			4	.9			
2015/11			5	1.2			
2015/12	14	3.3	14	3.3			
2016/01	1	.2	16	3.7			
2016/02			2	.5			
Sub Total	411	96.3	414	97.0			
不明	16	3.7	13	3.0			
Total	427	100.0	427	100.0			

Q5_2登録弁護士会	最初の登録地・ 事務所		現在の登録地・ 事務所	
	度数	%	度数	%
1東京三会	163	38.2	154	36.1
2大阪	47	11.0	46	10.8
3他の高裁本庁弁護士会	74	17.3	73	17.1
4その他の弁護士会	136	31.9	148	34.7
Sub Total	420	98.4	421	98.6
欠測値	7	1.6	6	1.4
Total	427	100.0	427	100.0



第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士保・上石）

Q5_3最初の登録地・事務所 事務所所在地	最初の登録地・事務所		現在の登録地・事務所	
	度数	%	度数	%
1東京23区内	160	37.5	149	34.9
2県庁所在地	188	44.0	192	45.0
3上記以外の市町村	70	16.4	77	18.0
Sub Total	418	97.9	418	97.9
欠測値	9	2.1	9	2.1
Total	427	100.0	427	100.0

Q5_4最初の登録地・事務所 登録地の弁護士数	最初の登録地・事務所		現在の登録地・事務所	
	度数	%	度数	%
1登録地市町村に10人以上の弁護士	356	83.4	343	80.3
2登録地に10人未満の弁護士	56	13.1	69	16.2
Sub Total	412	96.5	412	96.5
欠測値	15	3.5	15	3.5
Total	427	100.0	427	100.0

Q5_5登録地の弁護士数・外国法弁護士数・隣接士業者数・事務員数	最初の登録地・事務所				現在の登録地・事務所			
	A弁護士数	B外国法事務弁護士数	C隣接士業人数	D事務員数	A弁護士数	B外国法事務弁護士数	C隣接士業人数	D事務員数
回答数	418	248	256	346	418	247	254	343
平均値	20.35	.73	1.99	37.04	20.87	.77	2.00	35.84
中央値	5.00	0.00	0.00	4.00	4.50	0.00	0.00	3.00
標準偏差	58.59	3.88	8.72	158.24	61.51	3.92	8.81	157.01
最低	1	0	0	0	1	0	0	0
最高	500	50	100	1700	500	50	100	1700

Q5_6最初の登録地・事務所 登録事務所の種類	最初の登録地・事務所		現在の登録地・事務所	
	度数	%	度数	%
1公設事務所	10	2.3	8	1.9
2法テラス法律事務所	2	.5	9	2.1
4外国法事務弁護士事務所	8	1.9	8	1.9
6インハウス（地方）	4	.9	6	1.4
7インハウス（企業等）	33	7.7	28	6.6
8上記以外の民間法律事務所	362	84.8	360	84.3
9その他	2	.5	2	.5
Sub Total	421	98.6	421	98.6
欠測値	6	1.4	6	1.4
Total	427	100.0	427	100.0

調査報告

Q5_7最初の登録地・事務所・事務所での地位	最初の登録地・事務所		現在の登録地・事務所	
	度数	%	度数	%
1事務所設立者たる経営弁護士	15	3.5	20	4.7
2（1以外の）経営弁護士	11	2.6	12	2.8
3養成中の弁護士（法テラス採用）	10	2.3	4	.9
4養成中の弁護士（養成事務所採用）	8	1.9	8	1.9
5（4以外の）勤務弁護士（単独受任可）	232	54.3	235	55.0
6（4以外の）勤務弁護士（単独受任不可）	83	19.4	77	18.0
7独立採算弁護士（定額給与なし・経費負担あり）	16	3.7	16	3.7
8独立採算弁護士（定額給与なし・経費負担なし）	9	2.1	11	2.6
9組織内弁護士	36	8.4	33	7.7
10その他	3	.7	6	1.4
Sub Total	423	99.1	422	98.8
欠測値	4	.9	5	1.2
Total	427	100.0	427	100.0

Q5.8職場内異動有無【現在の職場】	回答者数
A 経営弁護士年月	13
B 勤務弁護士年月	9
C 定額給与支給停止年月	7
D 経費負担開始年月	13
E 単独受任可能年月	8
F 官公庁等出向年月	0
G その他年月	6

第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士俣・上石）

Q6 現在登録している職場を選じた理由		1あてはまらない	2あてはまらない、どちらかといふ	3あてはまる、どちらかといふ	4あてはまる	Total
(1) 所属弁護士に勧誘された	度数	215	42	72	95	424
	%	50.7%	9.9%	17.0%	22.4%	100.0%
(2) やりたい仕事ができる	度数	29	32	164	199	424
	%	6.8%	7.5%	38.7%	46.9%	100.0%
(3) 収入等の経済的条件がよい	度数	56	118	150	98	422
	%	13.3%	28.0%	35.5%	23.2%	100.0%
(4) 単独でも事件を受任することができる	度数	136	45	124	118	423
	%	32.2%	10.6%	29.3%	27.9%	100.0%
(5) 入所先事務所等に将来性がある	度数	72	112	158	80	422
	%	17.1%	26.5%	37.4%	19.0%	100.0%
(6) 自分のキャリア上の希望が叶いそう	度数	65	118	142	97	422
	%	15.4%	28.0%	33.6%	23.0%	100.0%
(7) 契約期間が希望通りだった	度数	207	112	70	34	423
	%	48.9%	26.5%	16.5%	8.0%	100.0%
(8) 就業時間にゆとりがある	度数	148	91	108	75	422
	%	35.1%	21.6%	25.6%	17.8%	100.0%
(9) 産休、育休がとれる	度数	279	72	42	29	422
	%	66.1%	17.1%	10.0%	6.9%	100.0%
(10) 会務が自由にできる	度数	155	102	104	62	423
	%	36.6%	24.1%	24.6%	14.7%	100.0%
(11) プロボノ活動が自由にできる	度数	223	100	59	41	423
	%	52.7%	23.6%	13.9%	9.7%	100.0%
(12) 性別を活かした仕事ができる	度数	298	74	36	14	422
	%	70.6%	17.5%	8.5%	3.3%	100.0%
(13) 良好な人間関係が期待できる	度数	52	56	168	148	424
	%	12.3%	13.2%	39.6%	34.9%	100.0%
(14) 実家、地元に近い	度数	196	50	85	92	423
	%	46.3%	11.8%	20.1%	21.7%	100.0%
(15) 実務修習地の事務所だった	度数	295	21	43	64	423
	%	69.7%	5.0%	10.2%	15.1%	100.0%
(16) 出身法科大学院の所在地の事務所だった	度数	346	29	21	27	423
	%	81.8%	6.9%	5.0%	6.4%	100.0%
(17) 就業地の司法サービスの充実に貢献したい	度数	253	65	61	44	423
	%	59.8%	15.4%	14.4%	10.4%	100.0%
(18) 大都市に就職したかった	度数	206	62	106	49	423
	%	48.7%	14.7%	25.1%	11.6%	100.0%
(19) 弁護士過疎地に就職したかった	度数	355	33	18	17	423
	%	83.9%	7.8%	4.3%	4.0%	100.0%
(20) 社会人経験を活かした仕事ができる	度数	337	30	32	24	423
	%	79.7%	7.1%	7.6%	5.7%	100.0%
(21) 司法試験合格前の所属企業だった	度数	407	12	1	3	423
	%	96.2%	2.8%	.2%	.7%	100.0%
(22) 家族・親族の事務所だった	度数	401	11	0	11	423
	%	94.8%	2.6%	0.0%	2.6%	100.0%
(23) 他に選択肢がなかった	度数	259	50	66	49	424
	%	61.1%	11.8%	15.6%	11.6%	100.0%
(24) 自分で事務所を開設した	度数	394	7	1	21	423
	%	93.1%	1.7%	.2%	5.0%	100.0%

調査報告

	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
<b>Q7_労働時間(週平均)</b>	424	60.17	60	13.90	25	126

<b>Q7_週あたり平均労働時間に占める割合</b>	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
(ア) あなた自身が、単独または共同で受任してクライアントから報酬を受領する弁護士業務	424	34.20	20	34.48	0	100
(イ) 受任弁護士の指示に基づいて行う、自分は受任していない案件についての補助的業務	424	33.45	10	37.88	0	100
(ウ) 弁護士事務所登録をしている企業・官公庁等の組織内弁護士としての業務(出向先除く)	424	7.19	0	24.61	0	100
(エ) 企業・官公庁等の出向先に常駐しての業務	424	1.05	0	9.05	0	100
(オ) 国選弁護や法律扶助などの公的機関から報酬を得て行う弁護士業務	424	12.44	10	15.17	0	80
(カ) 弁護士会活動、プロボノ活動、各種の無料法律相談会など、低報酬または無報酬で行う公益業務	424	3.58	0	5.99	0	50
(キ) 弁護士会における活動(会務、研修、研究会など)	424	6.29	5	5.85	0	40
(ク) その他	424	1.81	0	10.26	0	97

<b>Q8_民事分野の労働時間配分</b>	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
紛争案件 (ア) 訴訟案件	421	31.01	30	20.78	0	100
紛争案件 (イ) 調停案件	421	12.45	10	13.21	0	80
紛争案件 (ウ) その他裁判所手続案件(労働審判、非訟事件、執行、管財など)	421	6.672	5	10.79	0	80
紛争案件 (エ) その他の紛争案件(示談交渉、行政・民間のADR機関利用等を含む)	421	16.77	10	18.77	0	85
非紛争案件 (オ) 受任関係、または顧問関係にある依頼者のための取引交渉、助言、調査、文書作成など	421	17.27	10	22.51	0	100
非紛争案件 (カ) 弁護士事務所登録をしている、あるいは出向先たる企業・官公庁等の組織内の弁護士としての、取引交渉、助言、調査、文書作成など	421	7.154	0	23.27	0	100
非紛争案件 (キ) その他の非紛争案	421	8.682	3	15.71	0	100

<b>Q9_依頼者の種類と労働時間配分</b>	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
(ア) 個人(扶助案件・国選弁護案件)	420	22.3	10	25.17	0	100
(イ) 個人(扶助案件・国選弁護案件以外)	420	34.55	30	30.02	0	100
(ウ) 全国規模の大企業	420	15.27	0	29.16	0	100
(エ) 地元の大企業	420	4.443	0	13.09	0	100
(オ) 中小企業(個人企業を含む)	420	16.93	10	20.46	0	100
(カ) 官公庁	420	2.167	0	10.74	0	100
(キ) その他	420	4.333	0	17.2	0	100

第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士保・上石）

Q10_労働時間配分		1.まったく時間を 使わなかった(0%)	2.ほとんど 時間を 使わなかった (<5%)	3.ある程度 の時間を 使った (5~15%)	4.かなりの 時間を 使った (>=15%)	Total
刑事（ア）刑事弁護	度数	36	125	178	79	418
	%	8.6%	29.9%	42.6%	18.9%	100.0%
刑事（イ）少年事件	度数	256	80	70	9	415
	%	61.7%	19.3%	16.9%	2.2%	100.0%
刑事（ウ）犯罪被害者支援	度数	366	31	12	1	410
	%	89.3%	7.6%	2.9%	.2%	100.0%
一般民事（エ）遺言・相続	度数	97	114	155	51	417
	%	23.3%	27.3%	37.2%	12.2%	100.0%
一般民事（オ）近隣関係問題	度数	185	39	78	13	415
	%	44.7%	9.4%	18.8%	3.1%	100.0%
一般民事（カ）不動産売買	度数	176	129	95	15	415
	%	42.4%	31.1%	22.9%	3.6%	100.0%
一般民事（キ）建築紛争	度数	254	81	61	18	414
	%	61.4%	19.6%	14.7%	4.3%	100.0%
一般民事（ク）債権回収	度数	132	118	126	40	416
	%	31.7%	28.4%	30.3%	9.6%	100.0%
一般民事（ケ）労働災害	度数	272	85	54	9	416
	%	65.4%	20.4%	13.0%	1.2%	100.0%
外国人の権利問題（コ）外国人の権利問題	度数	357	38	18	2	415
	%	86.0%	9.2%	4.3%	.5%	100.0%
消費者問題（サ）消費者側	度数	259	95	54	9	417
	%	62.1%	22.8%	12.9%	2.2%	100.0%
消費者問題（シ）業者側	度数	338	51	22	4	415
	%	81.4%	12.3%	5.3%	1.0%	100.0%
環境・公害問題（ス）住民側・被害者側	度数	374	20	19	4	417
	%	89.7%	4.8%	4.6%	1.0%	100.0%
環境・公害問題（セ）開発側・企業側	度数	396	17	3	1	417
	%	95.0%	4.1%	.7%	.2%	100.0%
交通事故（ソ）原告側	度数	118	71	132	97	418
	%	28.2%	17.0%	31.6%	23.2%	100.0%
交通事故（タ）被告・保険会社側	度数	289	40	37	52	418
	%	69.1%	9.6%	8.9%	12.4%	100.0%
医療事故（チ）患者側	度数	321	56	33	6	416
	%	77.2%	13.5%	7.9%	1.4%	100.0%
医療事故（ツ）医師・病院側	度数	384	15	13	4	416
	%	92.3%	3.6%	3.1%	1.0%	100.0%
家族・親族（テ）国内事件	度数	82	80	151	102	415
	%	19.8%	19.3%	36.4%	24.5%	100.0%
家族・親族（ト）国際事件	度数	365	29	18	2	415
	%	88.2%	7.0%	4.3%	.5%	100.0%
不動産賃貸借（ナ）貸し主側	度数	168	112	96	38	414
	%	40.6%	27.1%	23.2%	9.2%	100.0%
不動産賃貸借（ニ）借り手側	度数	222	119	72	3	416
	%	53.4%	28.6%	17.3%	.7%	100.0%
労働問題（ヌ）労働者側	度数	210	93	96	14	413
	%	50.8%	22.5%	23.2%	3.4%	100.0%
労働問題（ネ）使用者側	度数	215	78	92	30	415
	%	51.8%	18.8%	22.2%	7.2%	100.0%
行政事件（ノ）個人代理	度数	350	30	30	6	416
	%	84.1%	7.2%	7.2%	1.4%	100.0%
行政事件（ハ）企業代理	度数	389	14	11	1	415
	%	93.7%	3.4%	2.7%	.2%	100.0%
行政事件（ヒ）行政機関代理	度数	389	14	7	8	417
	%	93.0%	3.4%	1.7%	1.9%	100.0%
税金問題（フ）個人・零細企業代理	度数	367	37	11	1	416
	%	88.2%	8.9%	2.6%	.2%	100.0%
税金問題（ヘ）その他企業代理	度数	402	11	3	0	416
	%	96.6%	2.6%	.7%	0.0%	100.0%
倒産処理・債務整理（ホ）任意整理・個人 再生・個人破産	度数	121	84	126	85	416
	%	29.1%	20.2%	30.3%	20.4%	100.0%
倒産処理・債務整理（マ）企業倒産・整 理・再生	度数	264	57	71	25	417
	%	63.3%	13.7%	17.0%	6.0%	100.0%
倒産処理・債務整理（ミ）破産管財人・再 生監査委員	度数	364	21	22	8	415
	%	87.7%	5.1%	5.3%	1.9%	100.0%
企業法務（ム）企業合併・買収	度数	320	41	36	20	417
	%	76.7%	9.8%	8.6%	4.8%	100.0%
企業法務（メ）独占禁止	度数	351	38	21	7	417
	%	84.2%	9.1%	5.0%	1.7%	100.0%
企業法務（モ）知的財産	度数	298	65	36	18	417
	%	71.5%	15.6%	8.6%	4.3%	100.0%
企業法務（ヤ）渉外・国際取引	度数	349	24	22	22	417
	%	83.7%	5.8%	5.3%	5.3%	100.0%
企業法務（ユ）その他の企業法務	度数	217	63	72	66	418
	%	51.9%	15.1%	17.2%	15.8%	100.0%

調査報告

	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
<b>Q11所得</b>	409	483.32	450.00	220.50	0	1800

Q12弁護士として目指しているもの	1ほとんどあてはまらない				2あてはまらない、どちらかといえば		3あてはまる、どちらかといえば		4かなりあてはまる		Total
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%			
(1) 社会正義の実現に貢献すること	32	7.5%	58	13.6%	227	53.4%	108	25.4%	425	100.0%	
(2) 在野精神をもって仕事をすること	52	12.2%	104	24.4%	194	45.4%	77	18.0%	427	100.0%	
(3) 依頼者を助けることや、喜んでもらうこと	10	2.3%	11	2.6%	144	33.7%	262	61.4%	427	100.0%	
(4) 経済的に安定した仕事をすること	16	3.7%	59	13.8%	209	48.9%	143	33.5%	427	100.0%	
(5) 自由に独立して業務にあたること	27	6.3%	66	15.5%	164	38.4%	170	39.8%	427	100.0%	
(6) 弁護士として自分がやりたいたと思っていた分野の仕事をする	12	2.8%	44	10.3%	175	41.0%	196	45.9%	427	100.0%	
(7) 高度に知的な分野の仕事をする	32	7.5%	110	25.8%	172	40.3%	113	26.5%	427	100.0%	
(8) 社会的に影響のある地位にキャリアアップすること	75	17.6%	145	34.0%	144	33.8%	62	14.6%	426	100.0%	

Q13現在の満足度	1不満足	2不満足、どちらかといえば	3満足、どちらかといえば	4満足	Total
度数	22	75	234	95	426
%	5.2	17.6	54.9	22.3	100.0

Q13将来への不安	1ほとんど不安はない	2不安はない、どちらかといえば	3不安がある、どちらかといえば	4かなり不安がある	Total
度数	22	77	217	110	426
%	5.2	18.1	50.9	25.8	100.0

第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士俣・上石）

Q13_3弁護士として目指しているもの		0職場 の性質 上該当 せず	1ほと んどあ てはま らない	2あて はまら ない、 どちら かとい うほう	3あて はま る、ど ちらか とい うほう	4かな りあて はまる	Total
(1) 弁護士としての業務遂行に やりがいを感じている	度数		13	46	227	140	426
	%		3.1	10.8	53.3	32.9	100.0
(2) 自分がやりたいと思ってい る業務分野の仕事ができてい	度数	4	21	83	232	87	427
	%	.9	4.9	19.4	54.3	20.4	100.0
(3) 日常的に従事している業務 分野にやりがいを感じている	度数		19	75	237	96	427
	%		4.4	17.6	55.5	22.5	100.0
(4) 日常的に従事している業務 は、社会正義の実現に貢献す	度数		41	140	197	48	426
	%		9.6	32.9	46.2	11.3	100.0
(5) 日常的に従事している業務 において、在野精神を意識し	度数		93	161	136	37	427
	%		21.8	37.7	31.9	8.7	100.0
(6) 収入や給与は十分に得てい ると感じている	度数		61	138	154	74	427
	%		14.3	32.3	36.1	17.3	100.0
(7) 自分の労働時間の管理の自由 度は高いと感じている	度数		63	91	151	122	427
	%		14.8	21.3	35.4	28.6	100.0
(8) 国選弁護や民事法律扶助な どの公益的な弁護活動にやり	度数	50	48	120	156	53	427
	%	11.7	11.2	28.1	36.5	12.4	100.0
(9) 弁護士会の会務活動等にやり がいを感じている	度数	35	95	141	122	33	426
	%	8.2	22.3	33.1	28.6	7.7	100.0
(10) 弁護士として日々成長し ていると実感している	度数	4	26	123	217	57	427
	%	.9	6.1	28.8	50.8	13.3	100.0

Q14_1司法試験合格までの負担		0該当 せず	1負担 になら ず	2負担 になっ ている	Total
(1) 生活費を得ること	度数		238	185	423
	%		56.3	43.7	100.0
(2) 家事	度数		348	73	421
	%		82.7	17.3	100.0
(3) 育児	度数	287	122	15	424
	%	67.7	28.8	3.5	100.0
(4) 介護	度数	289	129	5	423
	%	68.3	30.5	1.2	100.0

Q14_2現在の業務遂行上の負担		0該当 せず	1負担 になら ず	2負担 になっ ている	Total
(1) 生活費を得ること	度数		281	140	421
	%		66.7	33.3	100.0
(2) 家事	度数		296	126	422
	%		70.1	29.9	100.0
(3) 育児	度数	286	116	21	423
	%	67.6	27.4	5.0	100.0
(4) 介護	度数	301	116	5	422
	%	71.3	27.5	1.2	100.0

Q14_3登録後の出産・育児経験 有無	1はい	2いい え	Total
度数	21	403	424
%	5.0	95.0	100.0

調査報告

Q14_2現在の業務運行上の負担 (Q14_3の21ケース中)		1あつた	2なかった	3わからない	Total
Q14出産・育児による影響 (1) 収入が減った	度数	3	15	3	21
	%	14.3	71.4	14.3	100.0
Q14出産・育児による影響 (2) 顧問先を失った	度数	0	21	0	21
	%	0.0	100.0	0.0	100.0
Q14出産・育児による影響 (3) 事務所をやめざるをえなかった	度数	0	19	2	21
	%	0.0	90.5	9.5	100.0
Q14出産・育児による影響 (4) 昇給が遅れた	度数	0	18	3	21
	%	0.0	85.7	14.3	100.0
Q14出産・育児による影響 (5) 経営者弁護士への昇進が遅れた	度数	1	17	2	20
	%	5.0	85.0	10.0	100.0
Q14出産・育児による影響 (6) 顧客が増えた	度数	1	17	2	20
	%	5.0	85.0	10.0	100.0
Q14出産・育児による影響 (7) 新規分野に進出した	度数	1	19	1	21
	%	4.8	90.5	4.8	100.0

(Q14_3の21ケース中)	1人目	2人目	3人目
Q14出産前後の休暇の取得	2	1	0
Q14有料のベビーシッター等利用	1	1	0

Q15_1 ワーク・ライフ・バランス	度数	%
1仕事優先重視	25	5.9
2個人・家庭生活重視	83	19.7
両方重視	313	74.3
Total	421	100.0

Q15_2 仕事と個人・家庭生活とのバランス	1そう 思わない	2そう 思わない、ど ちらかとい えれば	3そう 思う、ど ちらかとい えれば	4そう 思う	Total	
仕事に忙しく個人・家庭生活の ための時間が十分に持てない	度数	80	116	114	426	
	%	18.8	27.2	27.2	26.8	100.0
個人・家庭生活における負担(家 事・育児など)が多くて仕事の時 間が十分に持てない	度数	276	125	19	6	426
	%	64.8	29.3	4.5	1.4	100.0

F1 性別	1. 男性	2. 女性	Total
度数	315	110	425
%	74.1	25.9	100.0

F1 生年→年齢層	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代 以上	Total
度数	246	139	31	11	427
%	57.6	32.6	7.3	2.6	100.0



第 67 期弁護士第 1 回郵送調査の概要（藤本・石田・武士俣・上石）

F3 配遇者	1. いる	2. いない	Total
度数	128	297	425
%	30.1	69.9	100.0

F3 1 1 配遇者職業	度数	%
1弁護士	28	21.9
2裁判官または検察官	4	3.1
3検察官	2	1.6
4裁判所事務官・書記官、検察事務官	2	1.6
5 その他公務員（2-4以外）	11	8.6
6 司法書士等の隣接士業	3	2.3
7民間企業の役員・従業員（正規雇用）	32	25.0
8派遣・契約・アルバイト等（フルタイム）	3	2.3
9派遣・契約・アルバイト等（8以外）	5	3.9
10自営業	3	2.3
11その他	9	7.0
12無職	26	20.3
Total	128	100.0

F3 1 2 配遇者所得	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
	100	368.01	300.00	279.27	0	1500

F3 子どもの有無	1. いる	2. いない	Total
度数	32	365	425
%	8.1	91.9	100.0

F3 2 1 子どもの数	1	2	3	4	Total
度数	19	11	1	1	32
%	59.4	34.4	3.1	3.1	100.0

F3 2 2 子どもの年齢	回答数	平均値	中央値	標準偏差	最低	最高
1人目	32	4.84	5.00	4.739	0	22
2人目	13	3.15	3.00	2.703	0	9
3人目	2	1.50	1.50	2.121	0	3

F5 在籍経験(複数回答)	該当	%
1 法学部系学部・学科	344	80.6
2 他の文系学部・学科	54	12.6
3 理系学部・学科	25	5.9
4 その他の学部・学科	10	2.3
F5 在籍経験 5 大学に入学したことがない	1	0.2

調査報告

F6_1 外国での学士号以外の学位	ひとつめ	ふたつめ	取得時期
MBA	1		1 弁護士資格
国際開発学修士	1		1 弁護士資格
修士	1		1 弁護士資格
法学修士		1	1 弁護士資格

F7 弁護士登録前のフルタイム職業（複数回答）	該当	%
0 弁護士以外の職業についてたことはない	264	61.8
1 裁判官	0	0.0
2 検察官	0	0.0
3 裁判所事務官・書記官、検察事務官	0	0.0
4 1—3以外の国家公務員・地方公務員	13	3.0
5 隣接法律専門職者	7	1.6
6 民間企業の役員・従業員	61	14.3
7 パート・アルバイト	33	7.7
8 その他の職業	24	5.6